

全ての子供たちの能力を伸ばし
可能性を開花させる教育へ
(第九次提言参考資料)

目次

(1) 発達障害など障害のある子どもたちへの教育	2
特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）	3
特別支援学校の現状	3
特別支援学級の現状	4
通級による指導の現状	5
主な発達障害の定義	6
乳幼児健康診査（1歳6か月児健診・3歳児健診）	7
就学時の健康診断・児童生徒等の健康診断	8
学校における支援体制の整備状況・課題	9
教職課程における特別支援教育に関する科目	11
特別支援学校教諭等免許状の保有状況	12
公立特別支援学校における教室不足	13
特別支援教育におけるＩＣＴ機器の活用	14
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所	15
(2) 不登校等の子どもたちへの教育	17
不登校児童生徒数の推移	17
高等学校中途退学者数及び中途退学率の推移	18
スクールカウンセラー等・スクールソーシャルワーカー活用事業	19
不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成	20
教育支援センター（適応指導教室）	21
小・中学校に通っていない義務教育段階の子どもが通う民間の団体・施設（フリースクール等）	22
中学校夜間学級	23
(3) 学力差に応じたきめ細かい教育	25
日本における学力差の現状	25
習熟度別少人数指導の現状	28
特別免許状	30
特別非常勤講師制度	31
学校のＩＣＴ環境整備	32
ＩＣＴを活用した個に応じた学習支援	33
地域未来塾	35
(4) 特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育	37
「本物」の専門家に会える機会の充実	37
教育課程特例校	39
小学校段階からの専科指導（教科専門指導）	40
スーパーサイエンスハイスクール	41
スーパーグローバルハイスクール	42
グローバルサイエンスキャンパス	43
米国のアドバンスト・プレイスメント	44
官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～	45
次世代の各界のリーダーとなる人材を育てるための自治体や民間の取組の例	46
異才発掘プロジェクトROCKET (Room of Children with Kokorozashi and Extraordinary Talents)	47
特色ある大学入学者選抜	48
大学への飛び入学	49
(5) 日本語能力が十分でない子どもたちへの教育	51
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状	51
帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	54
定住外国人の子供の就学支援事業（虹の架け橋教室）[H21～26]	55
「特別の教育課程」の編成・実施	56
(6) 家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障	58
家庭の経済事情による影響	58
各教育段階ごとの教育費	60
子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費	61
幼稚教育の無償化に向けた取組の段階的な推進	62
義務教育段階の就学援助	63
高校生等への修学支援	64
（独）日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実	65
国立大学・私立大学の授業料減免等の充実	66
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業	67
地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業	68
教育再生実行会議・同提言フォローアップ会合審議の経過	69

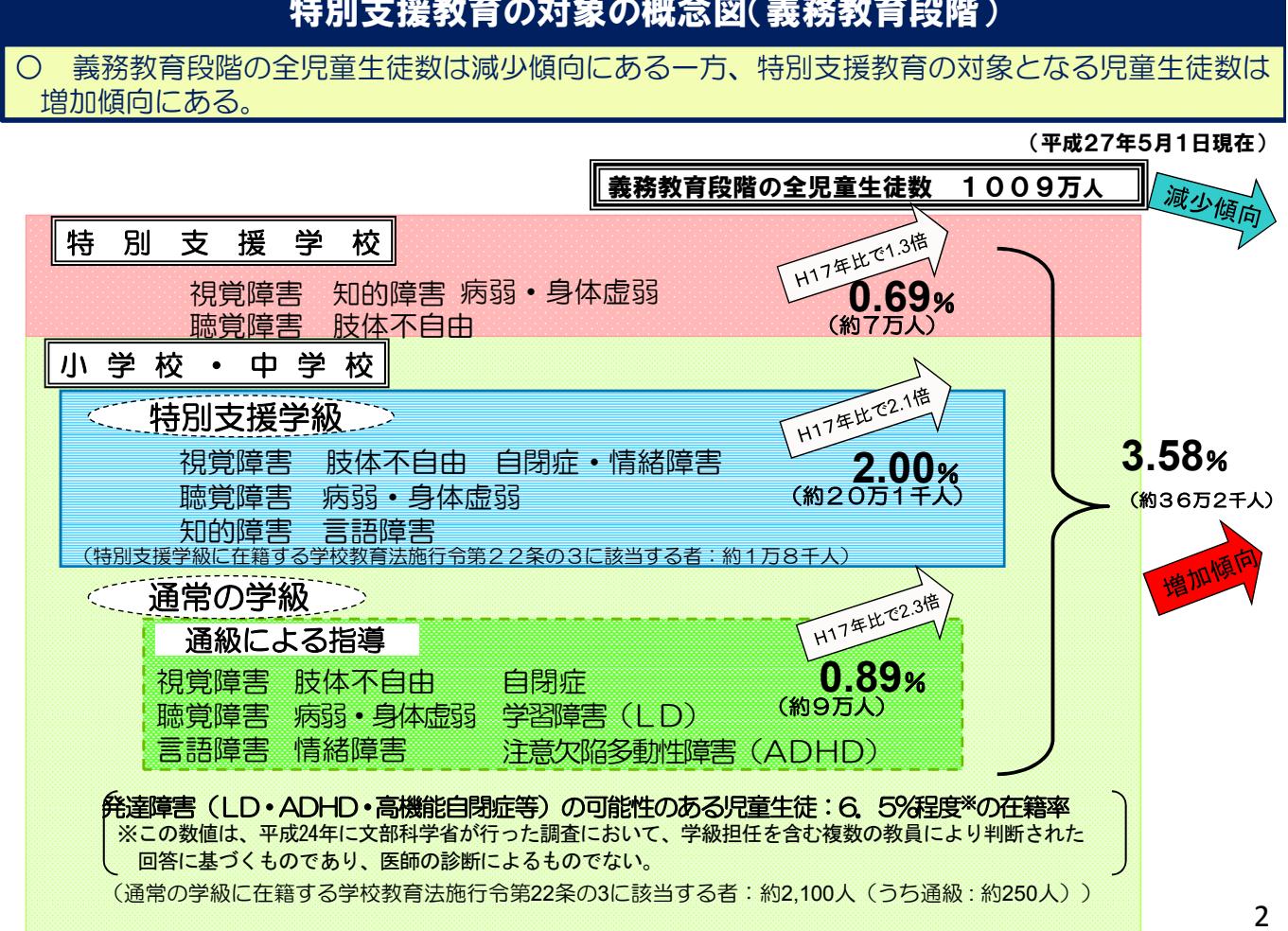
(1) 発達障害など障害のある子供たちへの教育

1

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

- 義務教育段階の全児童生徒数は減少傾向にある一方、特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加傾向にある。

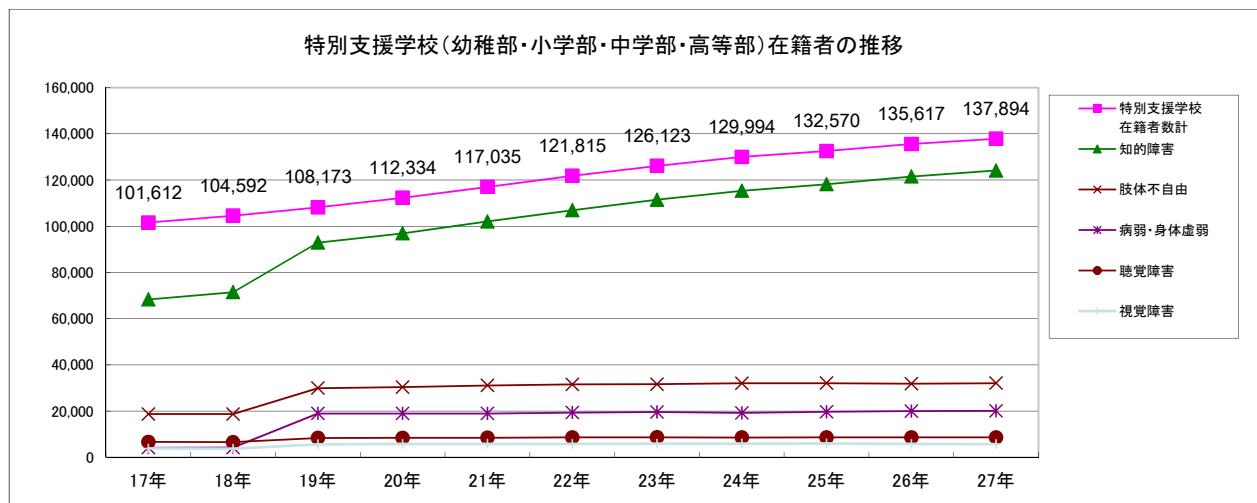
(平成27年5月1日現在)



2

特別支援学校の現状

- 特別支援学校在籍者数全体は増加傾向。知的障害の増加人数が多い。



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	118	745	345	145	1,114
在籍者数	5,716	8,625	124,146	32,089	20,050	137,894

■上記の特別支援学校在籍者のうち、私立学校在籍者は、視覚障害50名（1校）、聴覚障害130名（2校）、知的障害565名（9校）、肢体不自由38名（1校）で計783名（13校）となっている。

※ 特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校（小・中学部）の1学級の上限は6人（重複障害の場合3人）。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

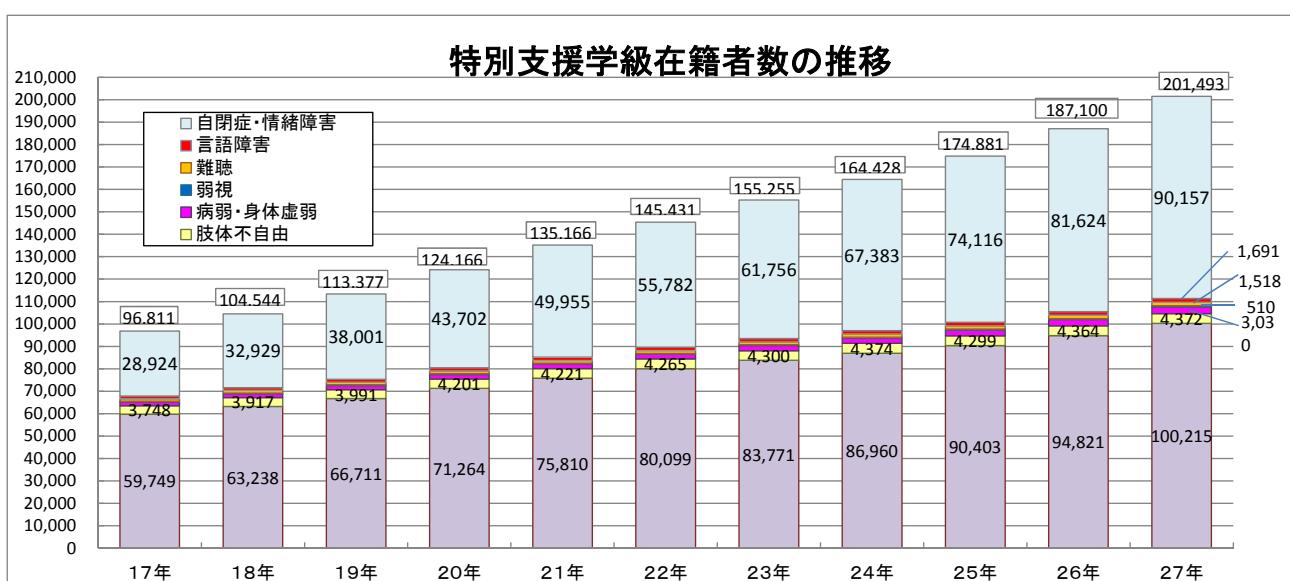
※ 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※ 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

(出典)文部科学省「学校基本調査」 3

特別支援学級の現状

- 特別支援学級在籍者数全体は増加傾向。自閉症・情緒障害、知的障害の増加人数が多い。



	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	25,432	2,846	1,792	440	996	589	22,491	54,586
在籍者数	100,215	4,372	3,030	510	1,518	1,691	90,157	201,493

■上記の特別支援学級在籍者のうち、私立学校在籍者は、自閉症・情緒障害283名（24学級）となっている。

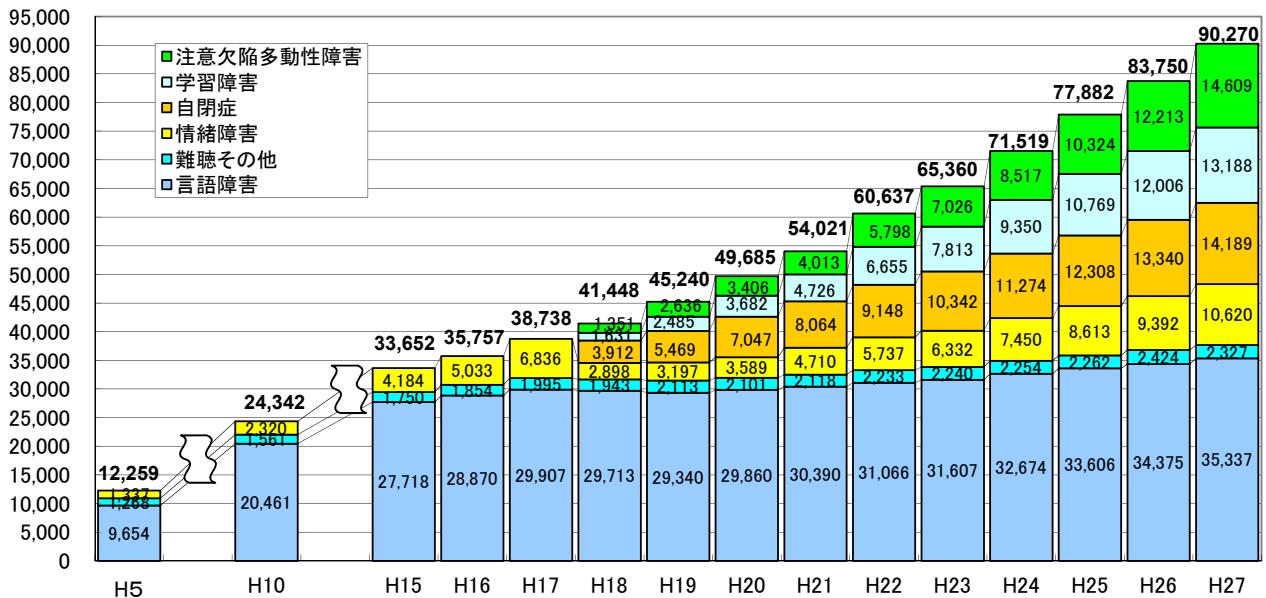
※ 特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限（公立））であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(出典)文部科学省「学校基本調査」 4

通級による指導の現状

- 通級による指導を受けている児童生徒数全体は増加傾向。注意欠陥多動性障害、学習障害、自閉症、情緒障害、言語障害の増加人数が多い。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※ 通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。

※ 各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※ 「注意欠陥多動性障害」と「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。(出典)文部科学省
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。) 「通級による指導実施状況調査」5

主な発達障害の定義

- 発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

自閉症の定義 <Autistic Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

※ アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

注意欠陥多動性障害(ADHD)の定義

<Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

乳幼児健康診査（1歳6か月児健診・3歳児健診）

- 市町村は、母子保健法に基づき、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならないこととされている。
- 乳幼児健康診査を行うに当たり、市町村において児の発達障害の早期発見に十分留意するよう、平成17年の母子保健課長通知により依頼している。さらに、平成27年9月には、問診票の項目等を定めた通知を改正し、発達障害の早期発見に関する項目等を追加した。
※精神発達の状況、言語障害の有無といった健診項目を中心に健診全体を通じて発達障害の早期発見につなげている。

※平成17年度に一般財源化（地方交付税措置）

○ 根 拠（母子保健法）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない児童
- 2 満3歳を超えて満4歳に達しない児童

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病的有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病的有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病的有無

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病的有無
- ④ 皮膚の疾病的有無
- ⑤ 眼の疾病的有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病的有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病的有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病的有無



○ 受診人数（受診率） 1,004,202人（95.5%）

受診人数・受診率：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（平成26年度）による。

7

就学時の健康診断・児童生徒等の健康診断

- 就学時の健康診断は、市町村教育委員会が学齢簿を作成し入学通知を行う就学事務の一環として、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに、適正な就学を図るために実施されるものである。
- 児童生徒等の健康診断は、児童生徒等の健康の保持増進を図ることを目的として行われており、学校生活を送る上で支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングするという役割と、学校の健康課題を明らかにすることにより教育活動に役立てるという、大きく二つの役割がある。

○ 根 拠（学校保健安全法）

（就学時の健康診断）

第11条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第12条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第17条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。（児童生徒等の健康診断）

第13条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒の健康診断を行うものとする。

第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

就学時の健康診断

○ 健診内容

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病的有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病的有無
- 五 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病的有無
- 七 その他の疾病的有無

○ 就学時の健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意するとともに、発達障害の疑いのある者に対し、継続的に相談を行い、必要に応じ、早期に医学的又は心理的判断がなされるよう、また、就学後に適切な教育的支援を受けられるよう、平成17年の通知により依頼している。

※学校保健安全法施行規則において、言語障害、精神神経症その他の精神障害等の発見に努めることとされている。

児童生徒等の健康診断

○ 健診内容

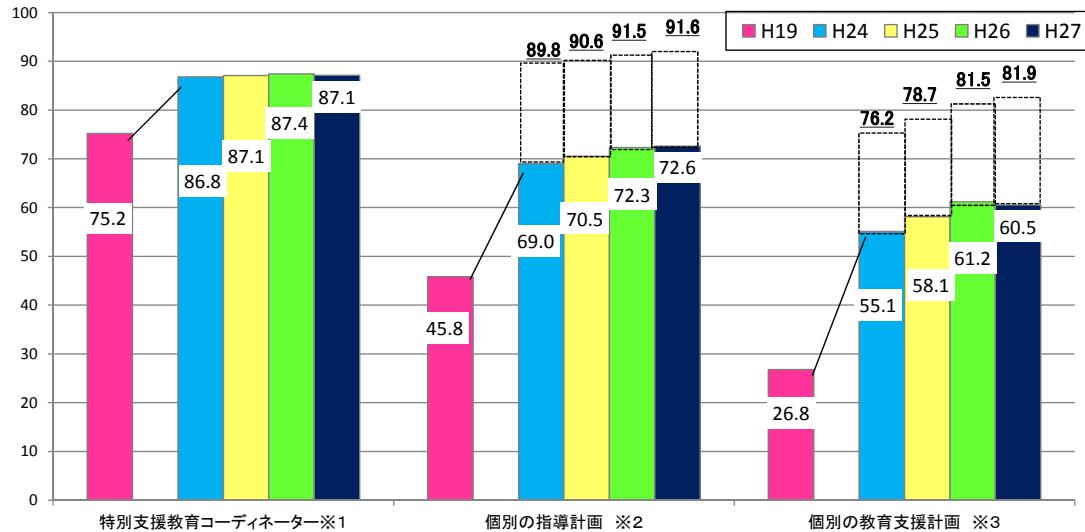
- 一 身長、体重
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病的有無並びに四肢の状態
- 四 視力及び聴力
- 五 眼の疾病的有無
- 六 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病的有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病的有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病的有無

8

学校における支援体制の整備状況・課題①

- 全体として体制整備が進んでいる状況が伺える。一方、学習指導要領等に基づき、障害のある児童生徒に対して作成する個別の教育支援計画の作成率については課題がある。

**国公私立計・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、幼保連携認定こども園計
項目別実施率—全国集計グラフ(平成19～27年度)**



※1 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

※2 個別の指導計画：障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画。幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領において規定されている。

※3 個別の教育支援計画：家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画。個別の指導計画同様、幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領において規定されている。

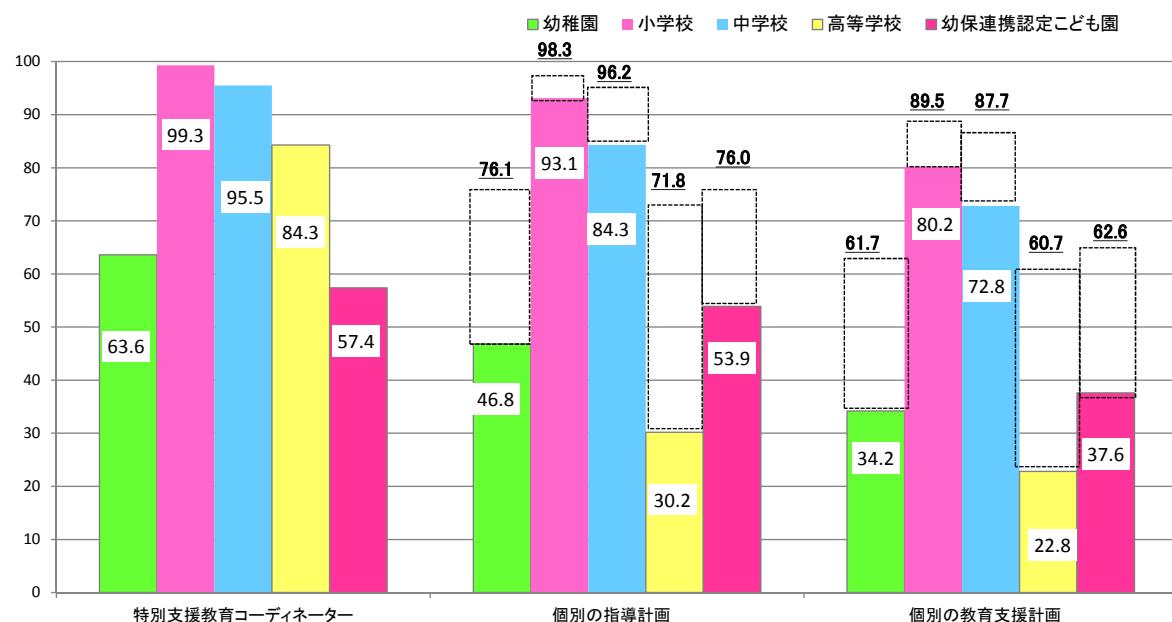
※4 点線箇所は、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す

9

学校における支援体制の整備状況・課題②

- 学校種別の状況を見ると、小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は課題である。

国公私立計・学校種別・項目別実施率—全国集計グラフ(平成27年度)



※点線箇所は、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

10

教職課程における特別支援教育に関する科目

- 現行の教職課程においては、特別支援教育は独立した科目と位置付けられていない。

『現行の小学校の例』

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること			8	8	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	22	22	14
		特別活動の指導法			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	4	4	
進路指導の理論及び方法					
教育実習			5	5	5
教職実践演習			2	2	2
教科又は教職に関する科目			34	10	2
出典:文部科学省 中央教育審議会 答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成28年12月21日)より		11	83	59	37

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

- 特別支援学校における免許状保有率は上昇傾向にはあるものの、未だに72.7%（新規採用者では65.7%）。

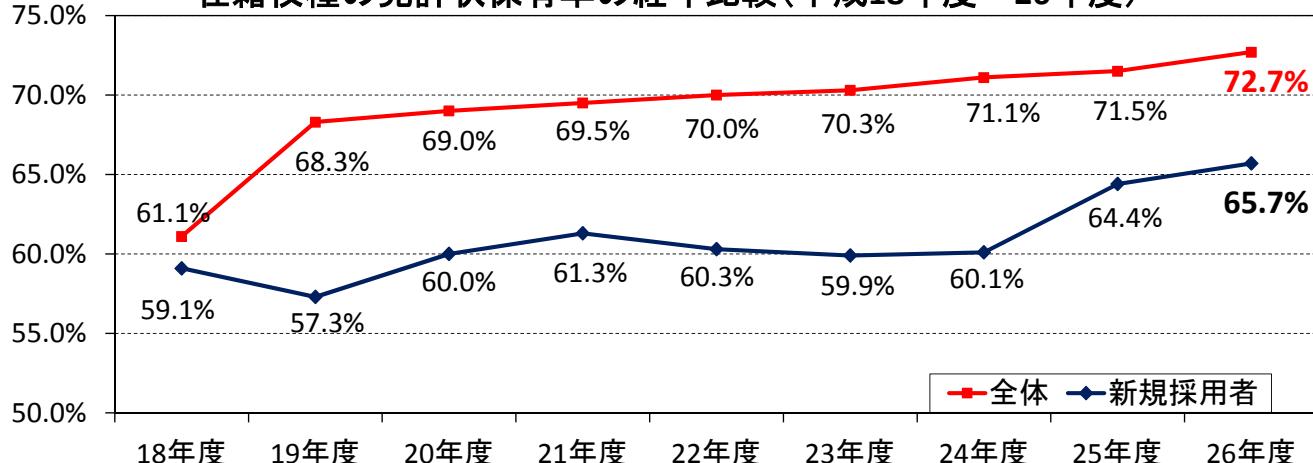
(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

- 免許状保有率:72.7%(H26年度) ⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(H26年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～26年度)

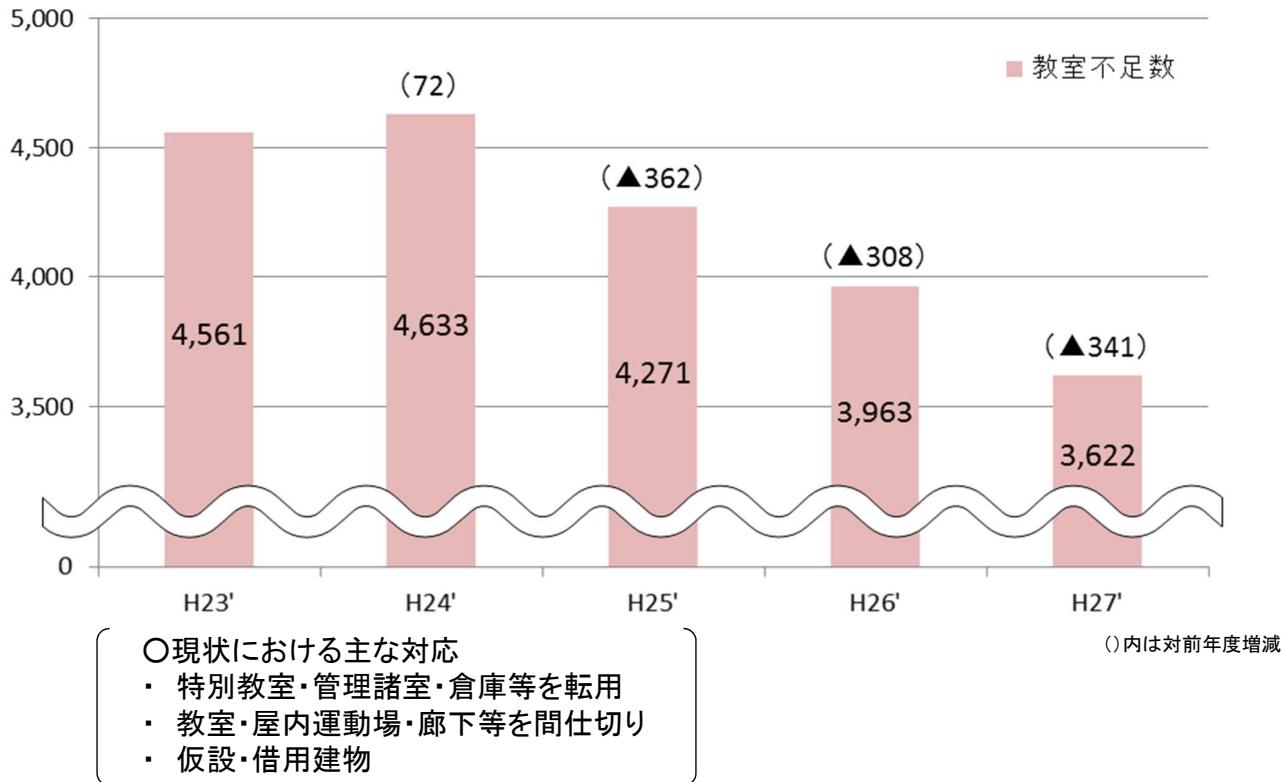


※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.5%(前年度同ポイント)

公立特別支援学校における教室不足

- 教室不足は減少傾向にあるが、未だに3,622教室が不足しており、特別教室等の転用、教室等の間仕切り、仮設建物等によって対応している現状がある。

公立特別支援学校における教室不足調査結果の推移



13

特別支援教育におけるICT機器の活用

- 障害の状態や特性等に応じたICTの活用は、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる点で極めて有用。

◆特別支援学校における取組事例

- 重度の障害のある児童生徒の感覚機能、運動機能の向上
- 自立支援や基礎的な学力向上に向けた自作教材の開発・活用
- 本校と病院内の分教室をTV会議システムで接続することによる協働学習の実現
- 入院前の前籍校との交流による不安の解消など復帰への支援 など

例

<重度の障害のある児童生徒の感覚機能、運動機能の向上>

(富山県立ふるさと支援学校)



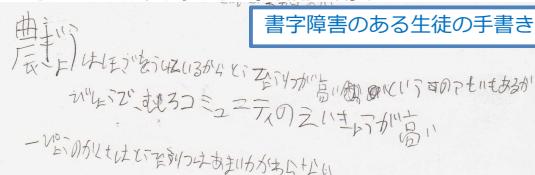
タブレットPCに軽く触れるだけで
ギターを演奏できる自作ソフトを活
用した活動を行う。



顔をタブレットPCの画面に映し出し、顔
の画像の輪郭をなぞるなどの活動を行
う。(軌線が画面に描かれる)

<大学入試におけるキーボード活用の効果>

書字障害のある生徒の手書きの文章



「人間は社會的な動物である」中世の哲学者たちが説いた多くの人間の定義の中でも最も一般的を射ていると思っている言葉だ。個体の身体能力で言えば人間はその体躯に対してかなり下位に入るのではないか、道具を使わず大型犬と相対することのできる人間がこの世上に何人いるよう。しかし、実際には人間は多くの動物との競争に勝ち、万物の靈長などを超越されるほどにその影響力を確固たるものとしている。これは、人間という生物を個体で語る事がそもそも間違っているという事だ。人間という生物は「社會」その物なのだと私は思う。「地獄」という概念を人間の個体として扱うこと、他の生物に類を見ないほどの巨大な生物が誕生するのだ。その個体の巨き敵方に人間はここまで勢力を拡大するに至った。「社會性」こそが人間を人間たらしめているのだと私は感じている。」

人間の影響力を極限まで高めた「社會性」は現在、非常に弱い立場におかれている

と感じる。すべては「社會性」自身があまり

で一気に動物で一番の影響力を持つにいた。

的な生活を営むようになってきたあたりで「社會性」は目的を失った…と勘違いしたの

ああ、同時に今まで「社會性」で多くの難題が乗り越えて来た人間はそれだけ外の力が

<タブレットを活用した支援>

タブレット(iPad)のア
プリケーションを活用して、
学習支援・生活支援・個
別支援(コミュニケーション)
・余暇支援を行う。



グリッドマーク株式会社HPより
http://www.gridmark.co.jp/images/web/03_g-Speak_web.pdf

音声ペン(G-Speak)を用い、発話の苦手な生徒の発音支援を行ったり、ひらがなの読み方の学習や発音練習にも活用している。

(筑波大学附属大塚特別支援学校)

14



**独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所**

法人の目的

特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ること。

業務内容

1. 研究活動：国の特別支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、教育現場の喫緊の課題に対応した実際的な研究を行い、研究成果を教育現場等に還元する。
2. 研修事業：都道府県等において特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象に、体系的・専門的な研修事業を実施し、各都道府県等における教職員の専門性・指導力を高める活動を支援する。
3. 教育相談支援：都道府県等の教育相談機能を高めるための支援を行う。
4. 情報普及：特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、情報提供するとともに理解啓発活動を行うこと等により特別支援教育の振興に寄与する。

【沿革】

昭和46年：国立特殊教育総合研究所設置
平成13年：(独)国立特殊教育総合研究所発足
平成19年：(独)国立特別支援教育総合研究所に名称変更

平成28年度予算額（平成27年度予算額）

運営費交付金 11.4億円（10.9億円）
施設整備費補助金 0.4億円（0.5億円）

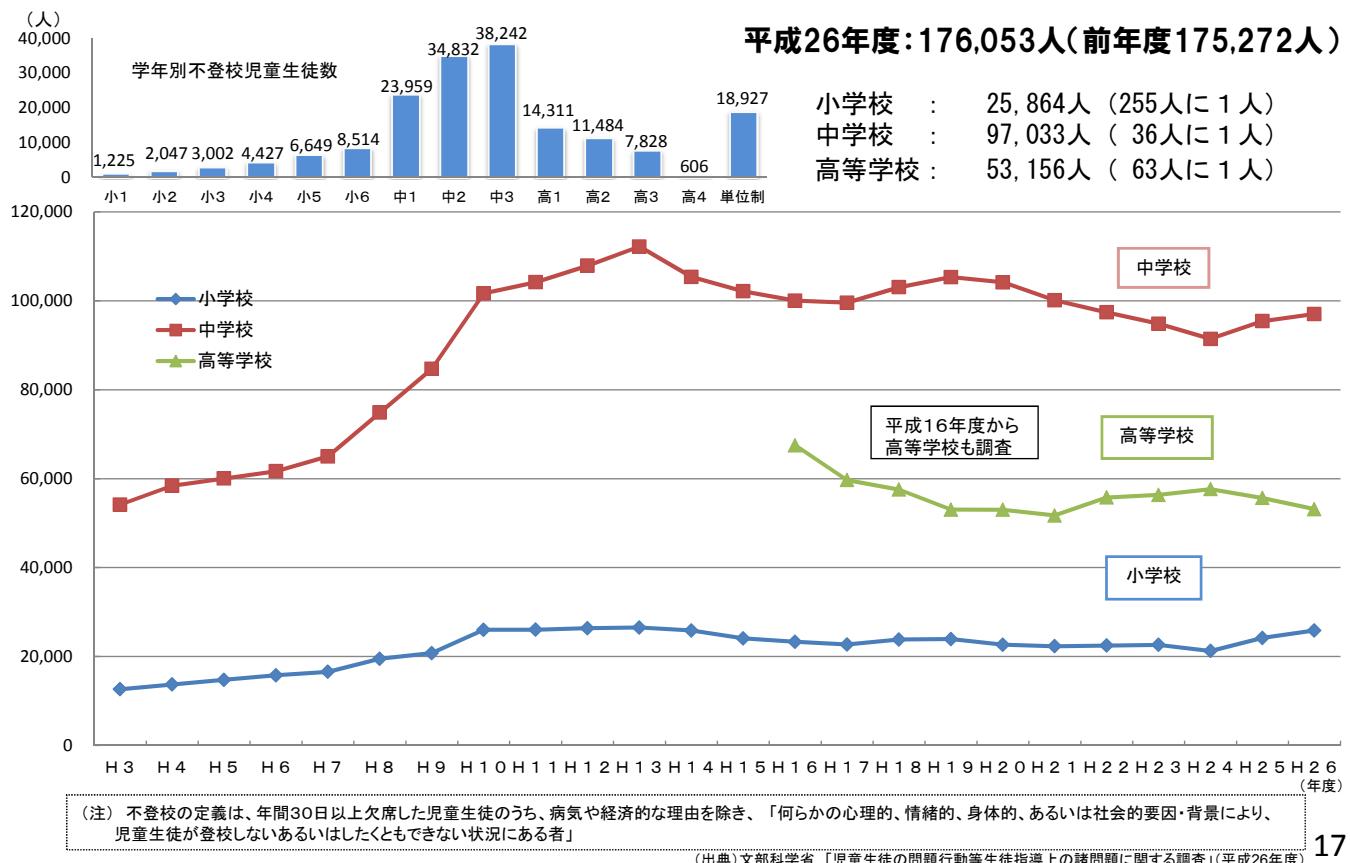
人員構成 (平成28年1月現在)	人 数
理事長	1
理事	1
監事	2
常勤職員	69
非常勤職員	26
役職員合計	99

15

（2）不登校等の子どもたちへの教育

不登校児童生徒数の推移

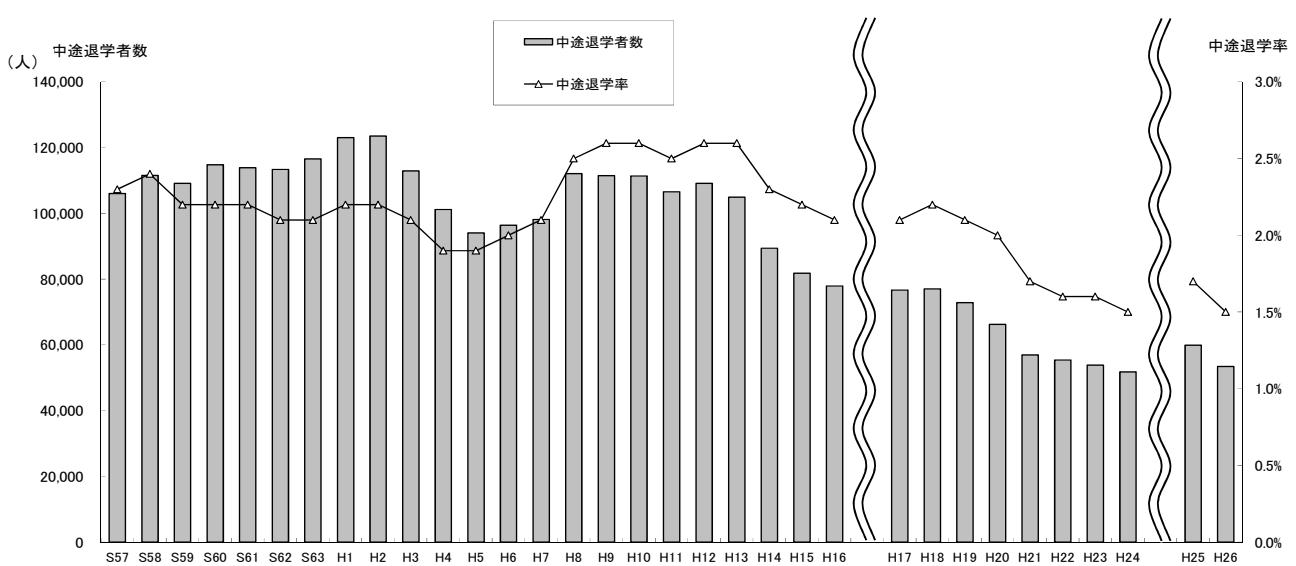
- 平成26年度の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は17万人以上であり、中学校では生徒の36人に1人の割合である。



17

高等学校中途退学者数及び中途退学率の推移

- 平成26年度の高等学校中途退学者数は53,391人（前年度59,923人）、中途退学者の割合は1.5%（前年度1.7%）である。



※ 平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは 高等学校通信制課程を調査対象に含めている。

<事由別中途退学者数> (上段: 人数、下段: 中途退学者に対する割合)

	学業不振	学校生活 学業不適応	進路変更	病気・けが・ 死亡	経済的 理由	家庭の 事情	問題行動等	その他
H24	3,949人 7.6%	20,712人 40.0%	17,253人 33.3%	1,909人 3.7%	853人 1.6%	2,320人 4.5%	2,965人 5.7%	1,820人 3.5%
H25	4,845人 8.1%	21,757人 36.3%	19,685人 32.9%	2,247人 3.7%	1,336人 2.2%	2,544人 4.2%	2,871人 4.8%	4,638人 7.7%
H26	4,092人 7.7%	18,616人 34.9%	18,571人 34.8%	2,141人 4.0%	1,208人 2.3%	2,302人 4.3%	2,402人 4.5%	4,059人 7.6%

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成26年度) 18

スクールカウンセラー等・スクールソーシャルワーカー活用事業

- 心理の専門家であるスクールカウンセラー及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を通じ、教育相談体制の整備を支援している。

スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度予算額 45億2,700万円
(平成27年度予算額40億2,400万円)補助率:1/3

公立中学校週5日体制の実施 200校(200校)
【35週*4h*5日】
全公立中学校に対する配置(週1日) 9, 800校(9, 800校)
【35週*4h*1日】
貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1, 000校(600校)
【35週*4h*1日】

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

小中連携型配置の拡充 (週2日追加)2, 500校(300校)
【35週*4h*2日】



小中連携型配置の拡充 2, 500校(300校)



小学校に対する配置(週1日)
【35週*3h*1日】

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
H28:25,500校
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度予算額 9億7,200万円
(平成27年度予算額6億4,700万円)補助率:1/3

高等学校のための配置 47人 【48週*3h*3日】

<教育委員会等>



<高校>

質向上のためのSV配置
研修会・連絡協議会の支援等

教育支援センター(適応指導教室)の機能強化(週1日)
【35週*4h*1日】

250箇所(新規)

小中学校のための配置
【48週*3h*1日】

貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1, 000人(600人)
【48週*3h*1日】



<福祉関連機関>
窓口



[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
H28:3,000人
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

19

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成

- 不登校の子供たちを対象とした特別の教育課程を編成・実施することを平成16年より可能としており、平成28年2月現在で、10校が指定を受けている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

※特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年7月6日付で全国化したもの。

具体的な仕組の概要

【要件】

①学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則 第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)

②特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 平成28年2月現在、指定を受けている学校は全国で10校(公:4校、私:6校)

20

教育支援センター（適応指導教室）

- 約6割の自治体で設置しており、平成26年度は、中学生（約1.5万人）を中心に約1.8万人が利用した。

【教育支援センター（適応指導教室）について】

教育支援センター（適応指導教室）とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものという。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

- 【設置の有無】 ◇約6割の自治体で設置している。

ア 設置している	1,086	イ 設置していない	730
----------	-------	-----------	-----

- 【在籍者数】 国公私立合計の人数

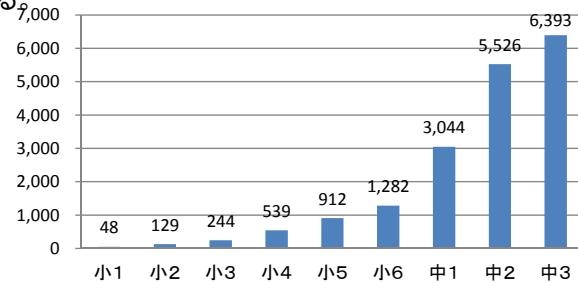
◇在籍者数は、義務教育段階では、学年が上がるほど増加している。

【学校復帰者数】

◇校種別の復帰率は、小学校約44%、中学校約36%、高校約68%。

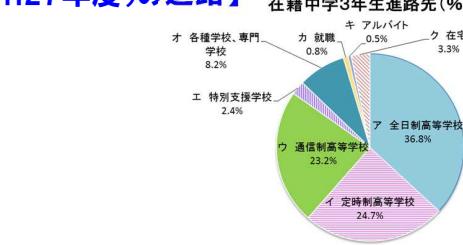
◇中学、高校では、学年が上がるにつれて復帰率が高い。

学年 校種	学年別入数（人）						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	21	67	100	234	364	588	1,374
	1年	2年	3年	4年以上	単位制		
中学生	820	1,838	2,712				5,370
高校生	26	23	20	1	12		82



【H26年度中学校3年生に在籍していた者のその後(H27年度)の進路】

中学校3年生に在籍していた者の数(人)		6,393
区分	人数(人)	割合
ア 全日制高等学校	2,353	36.8%
イ 定時制高等学校	1,578	24.7%
ウ 通信制高等学校	1,485	23.2%
エ 特別支援学校	153	2.4%
オ 各種学校、専修学校	525	8.2%
カ 就職	53	0.8%
キ アルバイト	35	0.5%
ク 在宅	208	3.3%
計	6,390	



※域外への転出が3名いるため、区分の計と3年生の在籍者数とは一致しない。

21

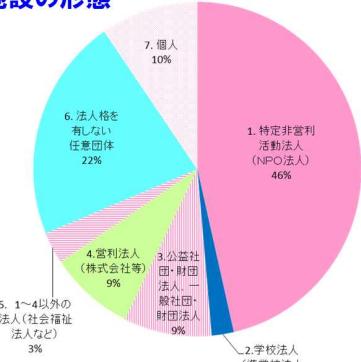
(出典)文部科学省「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」(平成27年8月)

小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設（フリースクール等）

- フリースクール等は不登校児童生徒等を対象とした活動を行っている民間の施設であり、個別学習や相談・カウンセリングのほか、様々な活動を行っている。一定の会費等が必要であり、経済困窮家庭の負担軽減などが課題。

調査対象：小中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設（主に外国人の子供を対象とする者を除く）
※アンケート送付件数 474件 うち回答数319件（回収率67%）

○団体施設の形態



○活動内容等

9割が個別の学習や相談・カウンセリングを行っているほか、体験活動や家庭への訪問など様々な活動を行っている。

区分(*1)	団体・施設数	実施率(%)(*2)
ア 個別の学習	277	87.1%
イ 授業形式（講義形式）による学習	138	43.4%
ウ 社会体験（見学、職場体験など）	236	74.2%
エ 自然体験（自然観察、農業体験など）	232	73.0%
オ 調理体験（昼食づくりなど）	239	75.2%
カ 芸術活動（音楽、美術、工芸など）	244	76.7%
キ スポーツ体験	242	76.1%
ク 宿泊体験	164	51.6%
ケ 子供たちによるミーティング	165	51.9%
コ 学習成果、演奏や作品などの発表会	127	39.9%
サ 相談・カウンセリング	289	90.9%
シ 家庭への訪問	162	50.9%
ス その他特色ある活動	128	40.3%

○在籍者数 (義務教育段階の子供)

	男子	女子	計
小学生	1,095	738	1,833
中学生	1,340	1,023	2,363
計	2,435	1,761	4,196

○スタッフ数

1団体・施設当たり
平均2.8人
(有給・週5日以上勤務)

○会費(授業料)

1団体・施設当たり
平均3万3千円/月

*1 複数回答あり *2 回答のあった団体・施設数に占める割合

(出典)文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」(平成27年8月)

22

中学校夜間学級

- 中学校夜間学級は、8都府県25市区31校に設置されており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に教育を行っている。

法的な位置づけ

- 中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)とは、**市町村が設置する中学校において、二部授業が行われる学級をいう。**

【学校教育法施行令】

第25条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

五 二部授業を行おうとするとき。

歴史的背景

- 戦後の混乱期の中で、**生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいた**ことから、それらの生徒に**義務教育の機会を提供することを目的**として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。

設置状況

- 昭和30年代初頭には、設置中学校数は80校以上を数えたが、**就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って自然減少**してきた(平成26年5月現在、8都府県25市区31校)。

- 現在は、日本国籍を有しない者が増加しており(全体の約8割)、**義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者**を対象に幅広い教育を行っている。

(参考1)年齢別生徒数(平成26年5月1日現在)

※日本国籍を有しない者1,498人

年齢	学齢者	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	計
計	0	277	271	243	264	267	527	1849

(参考2)未就学者数の状況

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
計	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

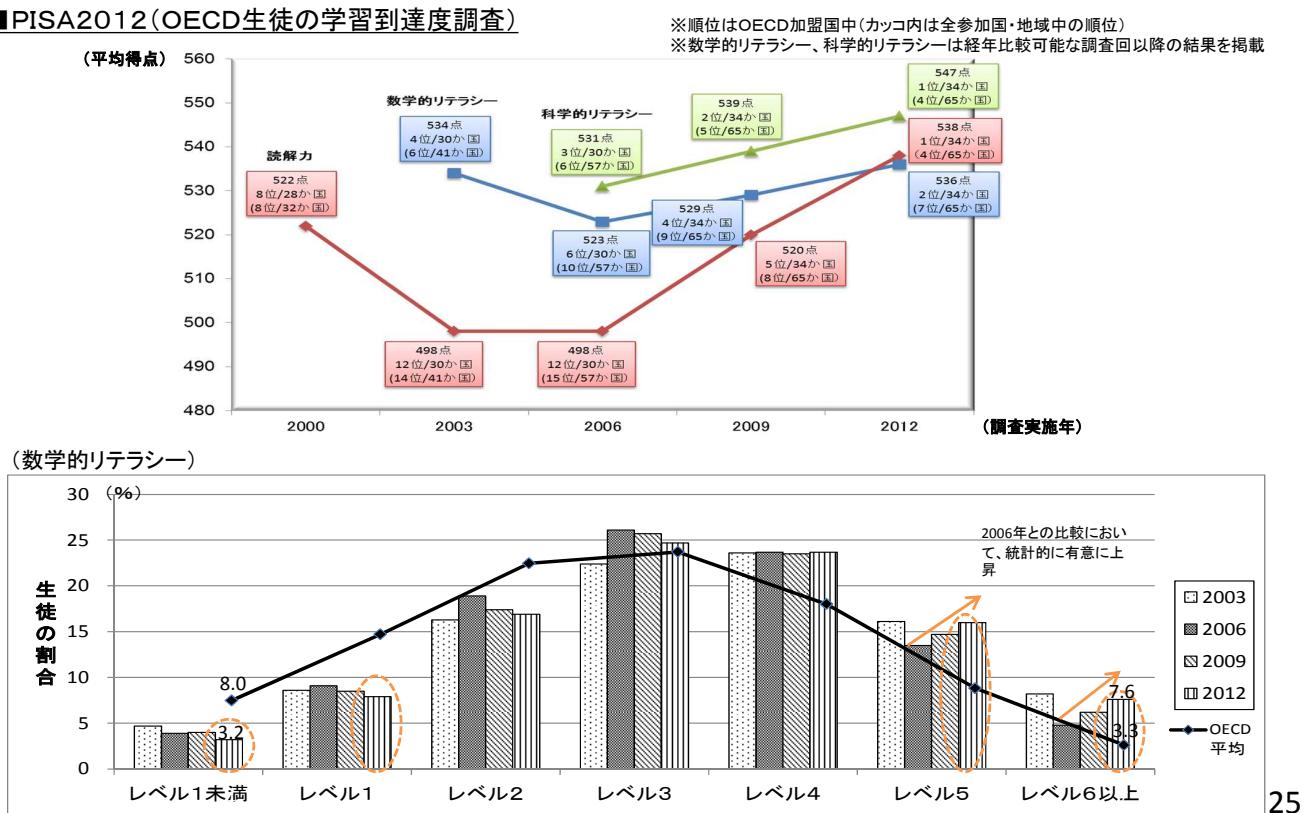
※未就学者の定義:「在学したことのない人又は小学校を中途退学した人」とされている。
(H22年国勢調査) 23

(3) 学力差に応じたきめ細かい教育

日本における学力差の現状①

- PISA (OECD生徒の学習到達度調査) の結果においては、低位層が減少し、上位層が増加しており、学力の底上げが図られている。

■PISA2012(OECD生徒の学習到達度調査)



25

日本における学力差の現状②

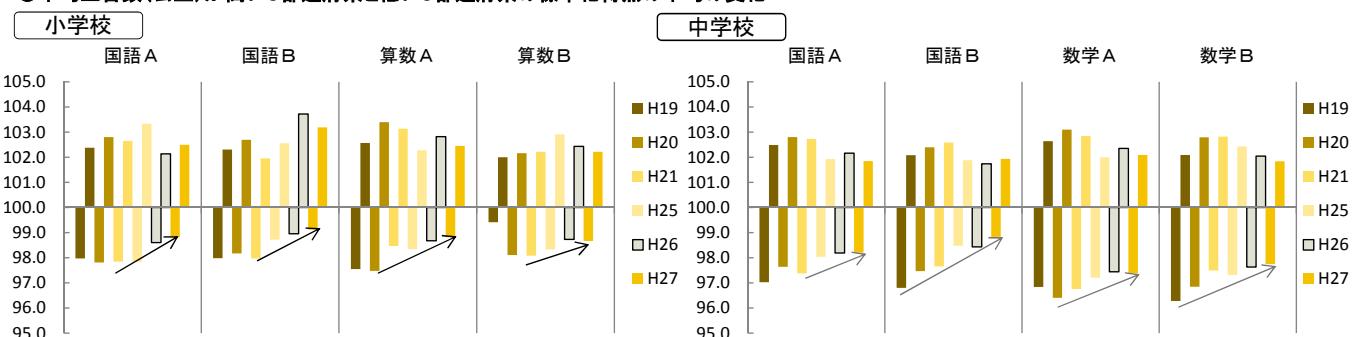
- 全国学力・学習状況調査の結果においては、下位県の成績が全国平均に近づく状況が見られ、学力の底上げが図られている。
- 一方で、一人一人の学力の状況を見ると、正答数の分布にはばらつきが見られ、特に知識を活用する力の育成などのために一人一人へのきめ細やかな対応が重要。

■平成27年度全国学力・学習状況調査

平成19・20・21・25・26・27年度で、平均正答数（公立）が高い3都道府県と低い3都道府県の標準化得点の平均を算出

*標準化得点が同値の場合は、それらの都道府県全ての標準化得点の平均を算出

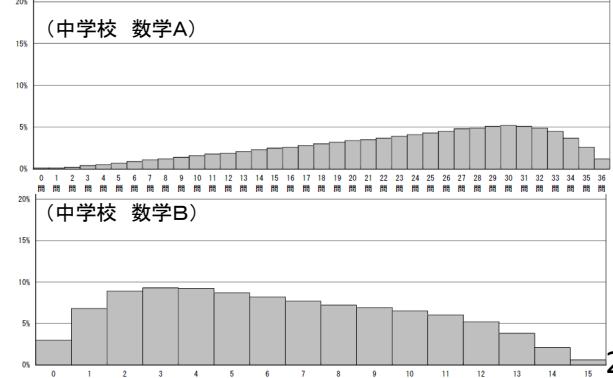
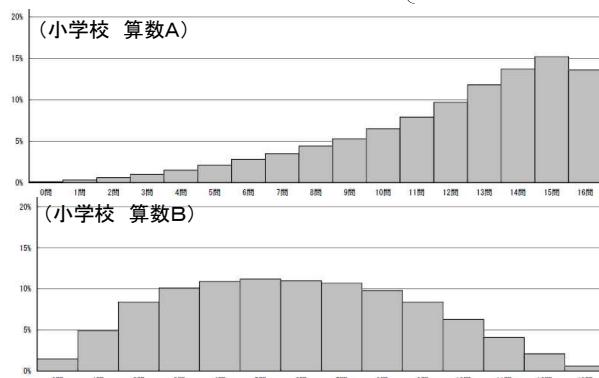
○平均正答数(公立)が高い3都道府県と低い3都道府県の標準化得点の平均の変化



○正答数分布グラフ(横軸:正答数、縦軸:割合)

A問題: 主として「知識」を問う問題。身につけておかなれば後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識、技能など

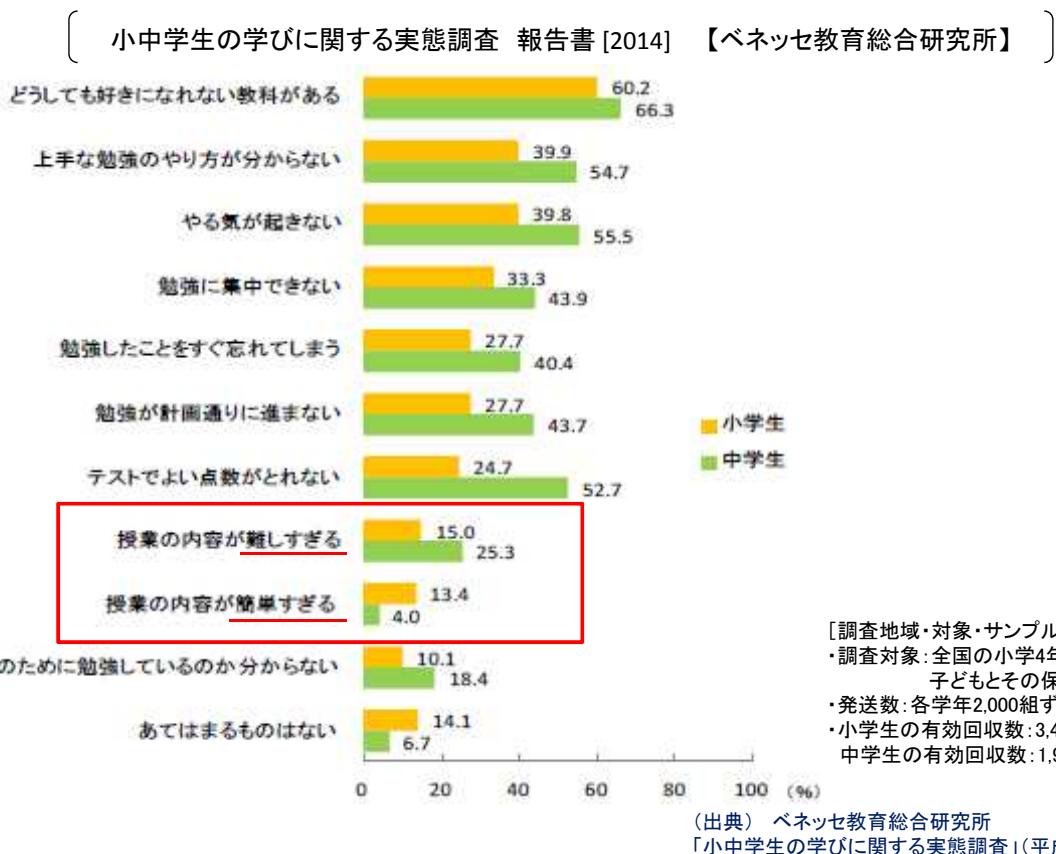
B問題: 主として「活用」を問う問題。知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て、実践し、評価・改善する力など



26

日本における学力差の現状③

- 小中学生の学びについて行われた実態調査によると、授業についていけない生徒がいる一方で、「簡単すぎる」と感じている児童生徒も一定数いることがわかる。



27

習熟度別少人数指導の現状①

**学習指導要領において、
小・中・高等学校で習熟度別指導が可能であることを明記**
(平成15年の一部改正により明記)

小学校学習指導要領 第1章 総則（抜粋）

各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、
学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習
熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的
な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導
体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

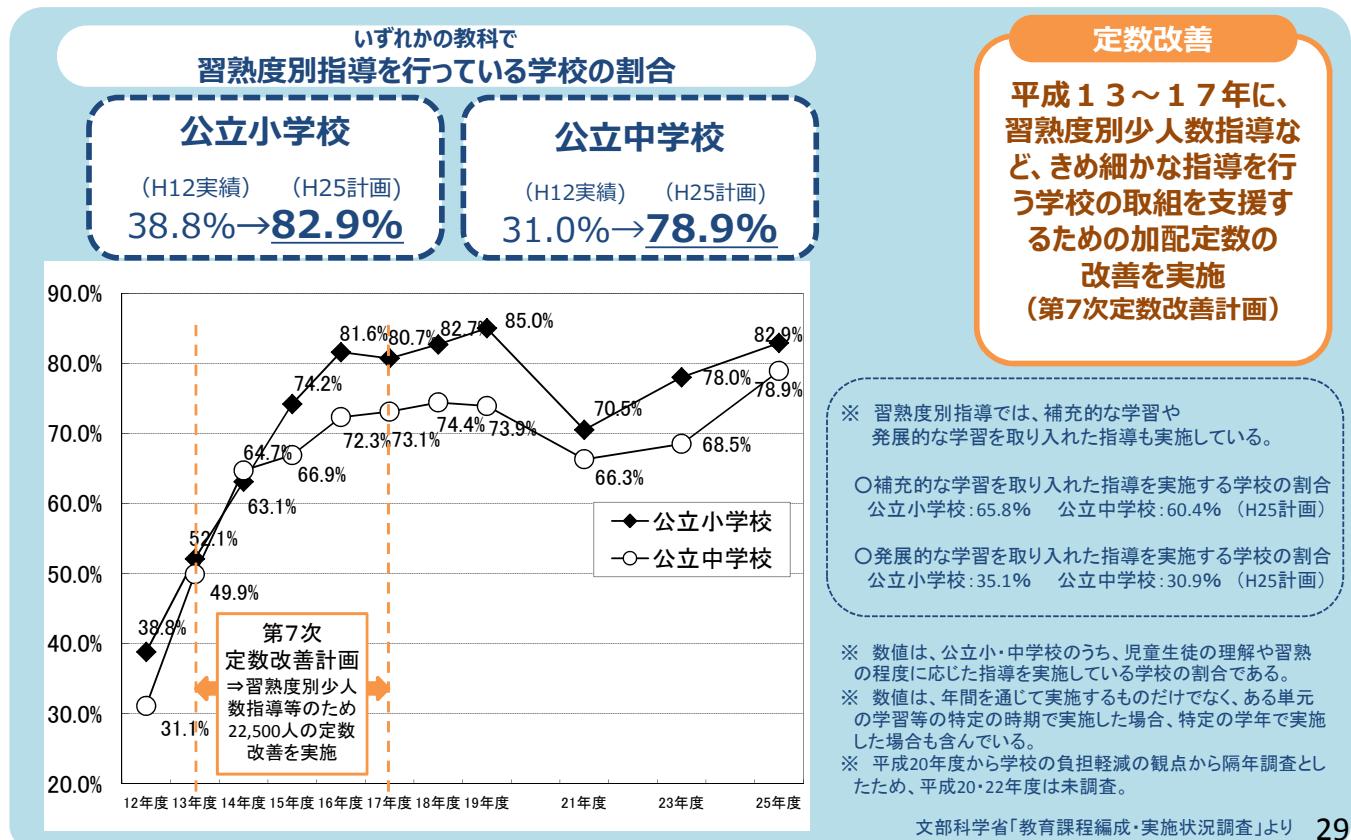
※中学校・高等学校の指導要領にも同様の記載あり。

※教科書においては、平成17年度使用の小学校教科書から発展的な学習内容が記載されており、
分量については、例えば、今年度使用されている小学校理科では、平均するとページ数割合で1冊
当たり約4%を占めている。

28

習熟度別少人数指導の現状②

- 少人数指導のための加配教職員定数等を通じ、多くの公立小・中学校で習熟度別指導を実施。



特別免許状

- 教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状（昭和63年に創設）。

○ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科(平成10年に対象教科を拡大)
特別支援学校における自立教科(理療、理容、自立活動など)

○ 授与手続・要件等

【授与手続】

1. 任用しようとする者(都道府県・政令指定都市教育委員会、学校法人等)の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格(合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取)

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見(平成14年に学士要件を撤廃)

【効力】

授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、授与された都道府県においてのみ有効

○ 授与件数・事例

【授与件数】延べ700件

【件数の推移】

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成元年度	14	平成8年度	1	平成15年度	47	平成22年度	45
平成2年度	2	平成9年度	5	平成16年度	49	平成23年度	39
平成3年度	2	平成10年度	1	平成17年度	35	平成24年度	52
平成4年度	3	平成11年度	0	平成18年度	37	平成25年度	59
平成5年度	2	平成12年度	1	平成19年度	69	平成26年度	92
平成6年度	12	平成13年度	4	平成20年度	56	—	—
平成7年度	0	平成14年度	6	平成21年度	67	—	—

【内訳(平成26年度)】

教科	件数	授与者の主な職歴
外国語	35件	ALT、大学教員、他の学校種の教諭(英語)
看護	28件	看護師
自立活動	9件	看護師、病院棟での機能訓練等業務、言語指導等業務
工業	7件	技術職、専門学校講師、建設業
理科	5件	大学教員、民間企業研究員、
数学	2件	インターナショナルスクール講師、外国の学校の教諭
音楽	1件	インターナショナルスクール講師
地理歴史	1件	インターナショナルスクール講師
公民	1件	インターナショナルスクール講師
算数	1件	市嘱託職員(ポルトガル語)
水産	1件	実習助手

※平成26年に特別免許状の授与を一層促進するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定、教育委員会へ通知

特別非常勤講師制度

- 地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担任させることができる（昭和63年に創設）。
- 担当する教科等 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における全教科、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）
- 登用手続 任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出（平成10年に許可制から届出制に変更）
- 届出件数・事例
【届出件数】 平成26年度：20,061件
- 【主な事例】
(小学校)
生活：米作り[農家]、音楽：和太鼓[和太鼓奏者]、家庭：食に関する指導[学校栄養職員]、クラブ活動：手話[手話通訳者]、道徳[獣医師]、総合的な学習の時間：英会話[英会話教室講師]、パソコン活用[専門学校講師]
- (中学校)
国語：朗読[劇団員]、理科：自然観察[自然観察指導員]、技術：木工[大工]、家庭：食物[栄養士]、道徳：奉仕の精神[福祉施設勤務]、クラブ活動：囲碁・将棋[地域の人材]、総合的な学習の時間：国際理解[旅行会社添乗員]
- (高等学校)
国語：朗読研究（アナウンサー）、保健体育：剣道（剣道有段者）、家庭：調理実習[料理教室講師]、工業：製図[一級建築士]、商業：会計[公認会計士]、総合的な学習の時間：職業観の育成[銀行員]
- (特別支援学校)
保健体育：基本的な運動[作業療法士]、音楽：琴[琴講師]、総合的な学習の時間：登山・散策指導[登山ガイド]

31

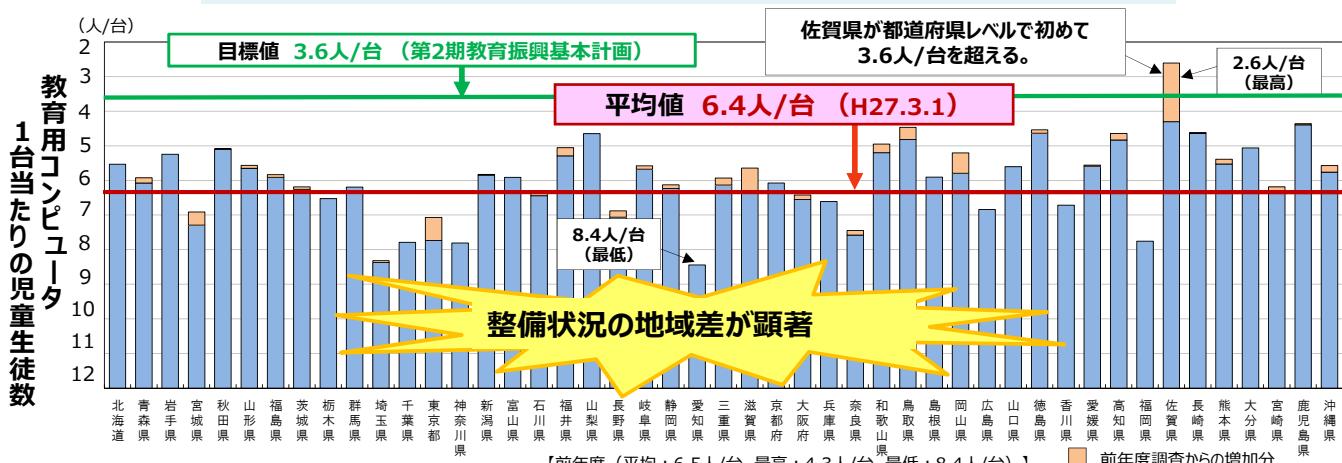
学校のICT環境整備

- 第2期教育振興基本計画で目標とされた水準の達成に向けて、地方財政措置がなされているものの、地域間で整備状況には差がある。

第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

- 教育用PC1台当たりの児童生徒数3.6人
 - ①コンピュータ教室40台
 - ②各普通教室1台、特別教室6台
 - ③設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台
- 電子黒板・実物投影機を（1学級あたり1台）
- 超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%
- 校務用コンピュータ 教員1人1台
- 教育用ソフトやICT支援員等を配置

平成26年度～平成29年度まで **単年度1,678億円を地方財政措置**



教育委員会へ
地方財政措置の活用を
促進(通知発出等)



ICT活用教育アドバイザーの派遣

自治体ニーズに応じて、ICTを活用した教育の推進計画やICT機器整備計画（機器購入の調達手法含む）の策定についてアドバイスをするため、専門家を派遣。



32

ICTを活用した個に応じた学習支援①

- 学校において、個別学習支援システムを活用し個に応じた学習支援を実施

(東京都日野市立平山小学校の事例)

通常の授業において一人一台タブレットを使用した協働学習を実施するだけでなく、個別学習においても、**個別学習支援システムを活用し、授業内や家庭学習等でICTを活用**。授業内において、教員の説明後に演習として活用するだけでなく、家庭に持ち帰って自宅での復習にも活用している。(平山小学校は、平成22年度総務省「地域雇用創造ICT絆プロジェクト」の採択校。平成27年より「産学官共同プロジェクト次世代型学びプロジェクト『ひの@平山小』」に取り組む。)

- ◆児童は、ノートで答えを導いてから、答えをタブレットに入力。
- ◆自動採点するだけでなく、一人一人のつまづきにあった出題がされ、個に応じた学習が可能。
- ◆児童の学習記録が蓄積され、授業中に学習の様子が教員にフィードバックされたり、授業後に学習履歴を分析しその後の指導に活かすことが可能。

個別学習支援システムによる応答記録とその分析

インラクティブスタディによる個別学習

児童・生徒は

一人ひとりの理解状態に応じた学習ができます。

1導入 考え方の練習その単元に開拓する際の事項の復習。
2診断・補充 苦手な部分を診断し、間違え方に対応した補充、個々の目標に対応した補充を行う。
3練習・テスト 練習に合格した場合は、問題を解くことで、苦手なところをクリアできます。
4応用・発展 単元の理解が十分な子どもたちは応用問題や発展問題に挑戦。

先生は

理解状況を指導に活かせます。

1学習の進行状況 各生徒が何をどのくらい理解できているかを確認する。
2達成状況のヒストグラム クラス全体の結果から、理解度でない生徒や問題のパーソンを把握する。
3個人の学習履歴 開拓された子どもたちの他の問題でもつまづいているか確認する。
4誤答パターン別の出現回数 誤答の回数や割合を確認し、誤答から誰かの問題を把握する。

出典：スタディシリーズパンフレット

33

ICTを活用した個に応じた学習支援②

- 学校の授業での使用以外に、地域における学習の場においても、ICTを活用した個別学習ソフトの使用事例が出ている。

指導者が不足する地域などでは、学校外における子供たちの学習を支援するため、動画やドリル教材などICT教材を活用して、子供たち一人一人の学力や意欲に応じた学習支援を、ボランティア等を配置することにより効果的に実施している。

①島根県益田市×eboard

- 益田市とNPO法人eboardが連携し、中間地域の中学生を対象とした学習支援を実施（平成27年～）。
- 公民館や小中学校のパソコン教室を活用して、ドリルとアニメーション映像を組み合わせたインターネット教材を提供。



②仙台市×すららネット

- 仙台市とNPO法人アスクルが連携し低所得世帯の子供向けに学習指導センターで無料の学習支援を実施（平成25年～）。
- 16箇所で約250名が支援を受けており、自治体とNPOが提供する学習支援としては日本最大級。
- 株式会社すららネットのICT教材を学習教材として利用。
- 大学生等の学習支援ボランティアも必要数配置。

③岩手県大槌町×リクルート

- 認定NPO法人大リバが運営する被災地放課後学校「コラボ・スクール大槌臨学舎」とリクルートの『勉強サプリ』がコラボレーションし、夏季講習講座を実施（平成27年）。
- 利用者は夏期講習期間に、授業動画・オンラインドリルを用いた予復習を実施。



34

地域未来塾

- 学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援を、地域住民、民間教育事業者、NPO等の協力により実施（平成27年度より開始）。

地域未来塾について

平成28年度予算額：2億6,900万円
(平成27度予算額：2億700万円)
※学校・家庭・地域の連携協力推進事業の内数)

中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生・高校生等への地域と学校の連携・協働による学習支援を実施
- ◆ 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能



* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
* 高等学校等進学率の改善や学力向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】

<放課後学習支援>

- ・対象は中1～3の希望者
- ・年間約80回（学期中の週2回（2時間程度）
 - *学校の空き教室を利用、無料
- ・指導員による個別指導と自習
 - *指導員：教員志望の講師や大学生など



平成31年度末までの目標数



ICTの活用等により、学習支援を一層促進し、可能な限り早期に目標達成

全ての都道府県、政令市等において、ICTを積極的に活用した地域未来塾による学習支援を新たに展開
⇒ ICT機器等を中心とした開設設備品等の整備 3.5億円（全国112箇所）
【整備例】タブレット、LAN設備、プロジェクターなど

平成27年度補正予算額 3.5億円

35

（4）特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育

「本物」の専門家に出会う機会の充実①（文化芸術による子供の育成事業）

- 「文化芸術による子供の育成事業」により、義務教育期間中の子供たちに対し、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供している。

文化芸術による子供の育成事業

28年度予算額 5,123百万円
(27年度予算額 5,112百万円)

文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

- 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う上で大きな効果。
- 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成に大きな効果。

■ 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）以上提供する。

■ より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
- 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。
- 合同開催を奨励し、効率的により多くの児童・生徒に実演芸術の鑑賞・体験機会を提供。



2 芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
- 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。

- 学校公募型 1,400件程度
- NPO法人等提案型 1,100件程度



3 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
- 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
- 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。

- 学校公募型 100件程度
- NPO法人等提案型 100件程度



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

37

「本物」の専門家に出会う機会の充実②（オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業）

- 「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」により、地域のスポーツ活動等において、児童生徒等がオリンピアン・パラリンピアン等と交流する機会を提供する事業を新設した。

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業

オリパラ教育の必要性

28年度予算額：1,218,476千円の内数

- 2020年まで5年を切るなか、大会に向けた盛り上げに着手する必要。特にパラリンピックへの関心向上が課題。
- オリパラ教育は、大会そのものの興味関心の向上だけでなく、スポーツの価値への理解を深めるとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解にもつながる多面的な教育的価値を持つ。
- 我が国の無形のレガシーとして、オリパラ教育の全国展開が必要。

課題

- 地域によってオリパラ教育に対する関心に格差。オリパラに関する情報や教育資源にも差がある。
- 意欲的な教育機関や企業、NPO、競技団体等もあるが、効果的なマッチングに課題。
- 2020年以降も見据え、継続的・組織的に取り組んでいく体制が脆弱。

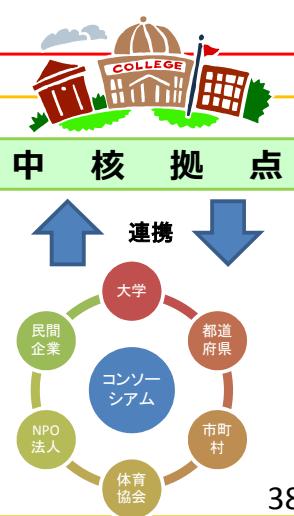
具体策

- 全国各地に、地域の教育機関、民間団体等を巻き込んだ「**オリパラ・ムーブメント推進コンソーシアム**」を形成。
- オリパラ教育に関する専門的な知見・実績を有する大学等を中心拠点として、各地域のコンソーシアムを支援。
→ 各地域で、「**オリンピアン・パラリンピアンとの交流、市民セミナー、オリンピック・パラリンピック推進校**」等の取組を推進。（地域のスポーツ・国際交流・文化活動とも連携。）

- 各地のコンソーシアムによる連携・情報共有の促進
→ 効果的な教育手法開発、指導者養成、先進事例共有等を図り、地域の活動を促進。

アウトカム

- 大会（特にパラリンピック）の観客・ボランティア動員や全国各地における気運醸成、事前キャンプ誘致に貢献。
- 児童生徒への多様な教育効果の発揮、学生のキャリア意識の向上、高齢者の生きがいづくり活動の促進、地域の世代間交流、地域スポーツ活動の活性化



38

教育課程特例校

- 学校や地域の特色を生かした特別の教育課程の編成を可能としている。

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校を指定し、学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成することが可能となる。※予算措置なし

平成15年より「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、平成20年より全国化。

取組事例

教育課程特例校制度は、学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成するものであり、個のニーズに応じた教育課程の編成を可能にするものではない。学校や地域の特色を生かした特別の教育課程の編成の例としては、以下のようなものが実施されている。

独自教科等の設置

大阪府池田市立の小学校では、教科の枠を超えた学習を通して、日常生活や理科学習から得た知識の範囲を超えた科学的な興味・関心を引き出すとともに、探究的活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てるこを目指す独自教科「科学・情報の時間」を設置。

独自教科等の設置

富山県高岡市立の小学校・中学校・特別支援学校では、高岡市の伝統工芸や地域の産業について、見たり触れたり体験したりし、優れた技術をもつ地域の人々と交流を行ったりする独自教科「ものづくり・デザイン科」を設置。

独自教科等の設置

学校法人シティーナー学園では、独自科目「オイリュトミー」、「コーラス」、「手の仕事」等を設置し、独自の人間の発達観を根幹としたシティーナー教育を実施。

指導言語を英語で行う取組

国語を除く各教科等において、英語を指導言語とする授業を実施。

※「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成27年文部科学省告示第127号）」が公布・施行されたことにより、国際バカロレア認定校においては、教育課程特例校制度を活用しなくとも実施可能となった。

(参考) 教育課程特例校指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。

など

39

小学校段階からの専科指導（教科専門指導）

- 教員加配等による専科指導の実施により、小学校における専門的指導を実施している。

○ 小学校の専科指導(教科専門指導)により、理解の進んでいる児童へは、**より発展的な学習を実施することにより能力を更に伸ばし**、学力低位層へは、**教科の本質をわかりやすく児童に伝えることでつまずきをなくす**よう、教科ごとの**専門性の高い指導**を充実する。

⇒小中一貫教育における小学校高学年での教科担任制の実施

・【英語】中学校英語教員による中学英語への接続を意識した専門的な指導 等

⇒【理科】科学的思考力を伸ばす実験・観察

・専門性や十分な教材準備の時間を生かした、充実した実験・観察を通じ、仮説を立て、学び合う中で結果を予想し、結果を吟味し合う授業を実施。

・実験用機器やICT機器を創意工夫を持って活用し、「なぜ？何？」に応える発展的な学習を実施。 等

※教員採用試験において、小学校英語の特別選考を実施している団体あり(奈良県・佐賀県)

教科担任制の実施状況(27年度計画)

学科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	3.3%		5.1%		1.3%	12.4%	4.8%		6.0%	
第2学年	5.9%		7.1%		1.8%	20.8%	9.5%		7.0%	
第3学年	10.3%	5.7%	15.5%	20.8%		42.5%	17.2%		7.9%	
第4学年	11.1%	6.9%	17.8%	31.3%		51.1%	21.3%		8.7%	
第5学年	11.6%	14.1%	20.8%	45.3%		57.4%	22.0%	34.7%	11.1%	12.9%
第6学年	11.6%	15.2%	20.4%	48.9%		60.2%	22.9%	36.5%	12.2%	13.6%

□は、15%以上

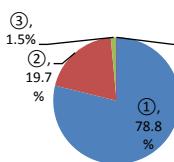
専科指導の評価(富山県)

○専科指導は教員・児童から高い評価

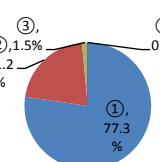
※理科・音楽・体育・図工で専科教員を配置し専科指導を実施(66校・H23調査時)

《教員の評価》 ①大変効果がある、②少し効果がある、③あまり効果がない、④全く効果がない

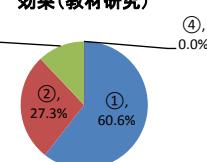
関心・意欲の向上



技能が身についた



他の教師への波及効果(教材研究)



《児童の評価》

楽しいと感じて授業に臨み、授業内容がよくわかること、やる気を持って授業に取り組むことで、基礎学力の定着・向上につながる



体育専科教員の効果事例(大分県)

○体育専科教員を配置した学校では、児童の体力・運動能力が高い傾向。

・**体育専科教員を配置した学校**では、体力・運動能力調査(平成25年度)において、**9割以上の区分**で**県平均の測定数値が全国平均を上回っている**。

(県全体では5割に止まっている。)

※区分…握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8項目×年齢別(6段階)×男女別(2)の全体で96区分

体力・運動能力調査で全国平均を上回った区分の割合(25年度・小学校)



40

スーパーサイエンスハイスクール

- 先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」として指定し支援している。（平成14年度から開始）

「第2期教育振興基本計画」(抄)(平成25年6月14日閣議決定)

- ・スーパーサイエンスハイスクールの取組を充実させる…理数系人材の養成に向けた取組を総合的に推進することにより、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばし、科学技術人材を戦略的・体系的に育成・確保する。

「教育再生実行会議(第七次提言)」(抄)(平成27年5月14日)

- ・特に優れた才能を有する人材の発掘・育成の取組として、「スーパーサイエンスハイスクール…」の取組について、学校現場で成果を最大限発揮できるようにするための運用の弾力化を含め、引き続き充実強化する。」

SSH校の主な特徴

- (※指定期間:5年、支援上限額:年間9~16百万円、指定校数:200校(H28現在))
- 学習指導要領の枠を超えて、**理数を重視した教育課程**を編成
 - 主体的・協働的な学び(いわゆる**アクティブ・ラーニング**)を重視
 - 研究者の講義、フィールドワーク等による**興味関心の喚起**
 - 国際的な活動**(海外生徒との交流、国際学会での発表等)
 - 上記取組を**高大連携**や**企業連携**により高度に実施

〈SSH校における先進的な取組事例〉

高度な課題研究 (平成27年度生徒研究発表大会表彰テーマ)

- 凸レンズにおける“副実像”的出現位置の式数化(熊本県立宇土中学校・高等学校)
- 関東平野の竜巻発生メカニズムに関する研究 一竜巻再現実験装置の開発を通して(沖縄県立球陽高等学校)

⇒「課題研究」(科学に関する課題を設定し、観察・実験等を通じた研究)において、大学・企業等の支援を受けながら、**主体的・協働的に学習・研究を実施**

海外連携



(京都府立嵯峨野高校)

⇒ **国際的に活躍**する意欲能力の育成

理数への関心の向上



(千葉県立船橋高校)

⇒ 児童生徒の理数への関心の喚起

SSH校は、全国における科学技術人材育成の拠点、理科・数学への関心を喚起する拠点としての役割

主体的に課題を発見解決に結び付けることができる、将来の国際的な科学技術関係人材を育成

41

スーパーグローバルハイスクール

- 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成している。(平成26年度から開始)

概要

- ・国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。
- ・平成28年度予算額 11億円(平成27年度予算額11億円)

- ・対象学校:国公私立高等学校及び中高一貫教育校(中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校)
・指定期間:5年間
・指定校数:123校(平成26年度56校、平成27年度56校、平成28年度11校)



主な取組

- ・グローバル・リーダー育成に資する課題研究を中心とした教育課程の研究開発・実践
- ・英語等によるグループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、探究型学習等の実施
- ・企業や海外の高校・大学(ESDを通じたユネスコスクールを含む。)等と連携した課題研究に関する意見交換及び国内外フィールドワーク
- ・課題研究の英語等による成果発表会等の開催
- ・大学との連携による課題研究に関する英語等で指導を行う帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート
- ・単位認定を含む高大連携プログラムの提供



「ハーバード大学学生との意見交換」
京都市立堀川高等学校(H26指定校)

成果

- ◎卒業時における生徒の4技能の総合的な英語力(CEFRB1~B2)レベルの生徒の割合の増加
22%(H25)→90%(H26) - 立命館宇治中学校・高等学校(H26指定校)
- ◎将来留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考える生徒の割合の上昇
13%(H25)→95%(H26) - 大阪府立三国丘高校(H26指定校)
- ◎公的機関から表彰された生徒数、又はグローバルな社会又はビジネス課題に関する公益性の高い国内外の大会における入賞者数増加
12人(H25)→30人(H26) - 渋谷教育学園渋谷中学高等学校(H26指定校)

★第9回全日本高校模擬国連大会

優秀賞を受賞し、高校模擬国連国際大会に日本代表団として出場予定

優秀賞

- ・渋谷教育学園渋谷中学高等学校(H26指定校)
- ・関西創価高等学校(H27指定校)
- ・ベストポジションペーパー賞
- ・愛知県立旭丘高等学校(H26指定校)



「第9回全日本高校模擬国連」

- ★第3回「高校生ビジネスプラン・グランプリ」最終審査進出
(日本政策金融公庫主催)
・大阪府立三国丘高校(H26指定校)

42

グローバルサイエンスキャンパス

- 将来グローバルに活躍しうる次世代の傑出した科学技術人材を育成するために、大学の場を活用して意欲と能力のある高校生を育成している。（平成26年度から開始）

現状認識

- グローバル化の進む現在、国際的に活躍できる人材の輩出は急務
- 面としての教育では対応しきれない、個に応じた学習による才能の伸長も重要

概要

将来グローバルに活躍しうる次世代の傑出した科学技術人材を育成するために、大学の場を活用して意欲と能力のある高校生を育成。具体的には、地域で**卓越した意欲・能力を有する高校生等の幅広い発掘**、及び、**選抜者の年間を通じた高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援**併せて、国際性・専門性の観点から幅広い視野を付与。



「第2期教育振興基本計画」(抄) (平成25年6月14日閣議決定)

理数系人材の養成に向けた取組を総合的に推進することにより、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばし、科学技術人材を戦略的・体系的に育成・確保する。

「第5期科学技術基本計画」(抄) (平成28年1月22日閣議決定)

我が国が科学技術イノベーション力を持続的に向上していくためには、初等中等教育及び大学教育を通じて、次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成を図り、その能力・才能の伸長を促すとともに、理数好きの児童生徒の拡大を図ることが重要である。このため、創造性を育む教育や理数学習の機会の提供等を通じて、優れた素質を持つ児童生徒及び学生の才能を伸ばす取組を推進する。

採択先：大学

採択期間：4年間

実施規模(各年度における支援金額の上限と受講高校生数)

- ・大規模型：60～70百万円、130名程度/年
- ・標準型：30～36万円、60名程度/年

採択校数：15校

- ・大規模型：3校(H26:2校、H27:1校)

- ・標準型：12件(H26:6件、H27:4件、H28:2件)

事例：京都大学(平成26年度採択)

～科学体系と創造性がクロスする知的卓越人材育成プログラム(略称 ELCAS(エルキャス)～

【目的】京都大学の教育理念「対話を根幹とした自学自習」に基づき、**優れた教育研究資源を積極的に活用**した研鑽を通じ、**グローバル社会で活躍し、主体的に科学を究める高校生を育成**。

【内容】京都大学と府県教育委員会等からなるコンソーシアムが一丸となって、京都大学の**理系専任教員らが織り成す最先端の環境下で高校生の才能を伸ばす**。

- ◆ 基盤コース：平成26年10月以降、月2～3回程度実施。面接・試験等の選考を通過した高校1、2年生(平成26年度生・平成27年度生ともに各150名程度)が受講。「数学・物理」「生物・生命」「化学・物質」「情報」「環境」から選択するコースワークを経て、18分野に分かれた少人数制グループ実習に配属。
- ◆ 専修コース：平成27年5月以降、月2～3回程度実施。基盤コース受講者のうち、2年次に更なる選抜を経た高校生(平成26年度生は30名程度)が受講。**1対1の対話型教育**や、**最大3名程度までのグループで研究室に入り、専門的な研究**を進め、国際学会発表や英文ジャーナル執筆等の指導を受ける。

※ 留學生の活用、フィールドワーク・現地教員らとのディスカッションをメニューとした海外研修などを通じ、**グローバル社会でのリーダーシップを育成**。



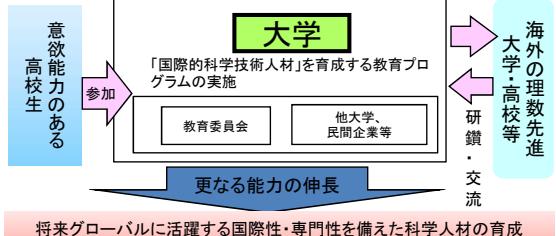
グローバルサイエンスキャンパスによる国際的科学技術人材育成

(イメージ図)

各主体が連携して、国際的科学技術人材の育成を促進

主機関：大学

連携機関：教育委員会等



将来グローバルに活躍する国際性・専門性を備えた科学人材の育成

- 主な成果 ● Intel ISEF2015 4名出場、国際地理オリンピック(2015)銀メダル1名など

43

米国のアドバンスト・プレイスメント

- 米国では、高校生が大学レベルの教育を受けるアドバンスト・プレイスメントが実施されている。

- アメリカにおいて、ハイスクールの生徒が大学レベルの教養授業科目をハイスクールにおいて受講
- 授業科目は、ハイスクールが自主的に開設し、州の認定を受けた当該ハイスクールの教員が担当する
- 生徒は、非営利民間団体College Boardが実施する全国統一のAP試験を任意で受験する
- 大学の自主的な判断により、AP試験の成績をもって、入学者選抜の判断材料とすることや、入学後に単位を授与することが可能
- APコースの授業を受講していない生徒やAPプログラムに参加していない学校の生徒もAP試験を受験することが可能

APプログラム

※数値は全て2014～2015年

College Board

○大学協賛組織・非営利団体

- ・コースの指定
- ・ワークショップで教員の研修
- ・教育水準の監査

作成・実施

教員が試験作成・監査に参加

AP 試験

- (受験者数: 4,478,936人)
- 毎年5月に実施
 - 受験は任意
 - APプログラム参加校に在学していない者も受験可能
 - 30の教養科目
 - 5段階評価(5が最良)
 - （全科目平均: 2.84）
 - （57.95%以上が3以上を獲得）
 - 1科目受験者が約半数
 - 受験料は1科目 \$91

大学

- (受付大学数: 4,154校)
- 入学者選抜時にAP試験の結果を考慮
 - AP試験の結果に応じて単位を授与・修業年限を短縮
 - （多くの大学ではAP試験で3以上の成績であれば単位を授与）

ハイスクール

- (参加校数: 21,594校)
- (参加生徒数: 2,483,452人)
- 大学レベルの教養授業科目を開講し、ハイスクールで学業成績の優秀な生徒に受講させる
 - College Boardの研修を受けたハイスクールの教員が指導

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～

- 平成26年度より、官民が協力した海外留学支援制度を創設し、これまでに、181社・団体の協力の下、合計1,420名の留学を支援。

趣旨

- 民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するため、官民が協力した新たな海外留学支援制度を創設。
- 「日本再興戦略」等を踏まえ、産官学が連携した支援コースの設定（実践型インターンシップ、フィールドワーク等を盛り込んだ留学）。
- 留学の質の向上、留学の目的を明確化するため、事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学生のコミュニティを提供。
- プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用。

プログラムの流れ



募集コース

【基本4コース】

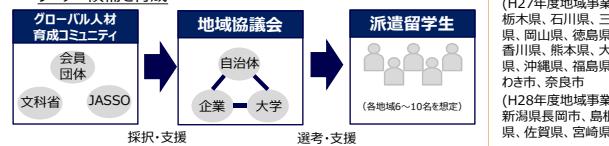
- 理系・複合・融合系人材コース
- 新興国コース
- 世界トップレベル大学等コース
- 多様性人材コース

【採用実績】

第1期生：323人（106校）
第2期生：256人（110校）
第3期生：404人※（113校）
※地域人材コース42人を含む。
第4期生：437人※（141校）
※地域人材コース30人を含む

【地域人材コース】

- 地域のグローバル化を促進するため、地域の活性化に貢献するリーダー候補を育成



【高校生コース】

- 早い段階で留学という一歩を踏み出し、自分と向き合い、視野を広げ、将来の可能性を広げる機会を提供
- アート、スポーツ、芸術、プロジェクト、国際ボランティアの4分野で学生を募集

【採択実績】

15地域
(H27年度地域事業)
栃木県、石川県、三重県、岡山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県、沖縄県、福島県いわき市、奈良市
(H28年度地域事業)
新潟県長岡市、島根県、佐賀県、宮崎県

【採用実績】

第1期生：303人（161校）

支援内容

支援期間

28日以上（3ヶ月以上を推奨）～2年

※高校生コースの場合：14日以上（1ヶ月以上を推奨）～3ヶ月

奨学生（月額）

120,000円～200,000円（留学先地域によって異なる。）

※高校生コースの場合：80,000円～140,000円

留学準備金

○事前・事後研修参加費…事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

○往復渡航費…留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部
〔100,000円（アジア地域）、200,000円（アジア地域以外）〕

授業料

○授業料…留学先における授業料相当額

・1年以内の留学：上限金額 300,000円

・1年を超える留学：上限金額 600,000円

支援企業・団体数

181社・団体（平成28年3月14日現在）

平成32年（2020年）までの7か年の寄附見込額 約111億円



トビタテ!
留学JAPAN

その経験が、未来の自信。

45

次世代の各界のリーダーとなる人材を育てるための自治体や民間の取組の例

- 自治体や民間団体等がリーダー養成の観点から、同世代の子供たち同士での議論や留学等の取組を実施している。

自治体の取組

次世代リーダー育成道場

（東京都）

■実施時期：平成24年度～

- 世界を舞台に活躍する国際感覚豊かなタフな若者を東京から輩出するため、平成24年度に東京都教育委員会が開設。
- 国内事前研修で様々なことを学び、その成果をもって留学にチャレンジする都立高校生を支援するプログラム。留学後には国内事後研修も課される。
- 留学期間は一年間で、冬出発・夏出発の二つのコースが用意されている。
- 募集人数：約200人
- 対象：都内の高校生等

ネクストリーダー養成塾

（宮城県）

■実施時期：平成27年度～

- 東日本大震災後の宮城を支える次のリーダーを養成するため、各界で活躍されている方の講話聴講や、同世代の仲間とのグループワーク等を通じて、将来の夢や目標について考えを深めるための機会を中学生に提供。
- 知事部局、県教委や県商工会議所連合会等が連携して実施。
- 夏休みに2泊3日の合宿を実施。
- 募集人数：約40人
- 対象：県内の中学1～3年生

ふくおか高校生知の創造塾

（福岡県）

■実施時期：平成18年度～

- 生徒の課題解決能力の育成のため、福岡県教育委員会と九州大学が連携して実施。
- 2泊3日の合宿を中心とした取組であり、合宿前に、生徒には事前研修を実施。さらにウェブシステムを活用した事前・事後学習を課している。合宿では、サブテーマを複数設けて、それぞれでグループワークを行う。
- 募集人数：約200人
- 対象：県内の高校生

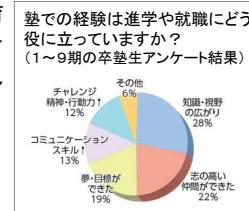
民間の取組

日本の次世代リーダー養成塾

■主催者：日本の次世代リーダー養成塾（知事、学界、経済界等の有識者で組織）

■実施時期：平成16年度～

- 世界で活躍できる次世代リーダーを育てるため、高校生を対象として、夏休みに2週間程度の合宿を実施。
- 各会を代表する講師陣による講義、アジアから招聘した高校生とのディスカッション、フィールドワーク等を行う。
- 自治体（8県2市）とも連携。連携自治体の高校生は交通費等の助成が受けられる。
- 12年目を迎えた卒塾生は1,862名。



未来人財育成塾

■主催者：新生日本・再生故郷実行委員会（会津若松市とプラチナ構想ネットワークが協力して主催）

■実施時期：平成25年度～

- 新たな時代を切り拓く未来のリーダーを排出するため、中学生を対象として、夏休みに4泊5日の合宿を会津若松市で実施。
- 世界で活躍する講師陣と直接接することで、自らが未来について考え、夢を描き、目標を持って取り組んでいく「あすなろの心」を育む機会を提供。
- 3年目を迎えた卒塾生は252名。

（カリキュラムの概要）



（各事業のウェブサイト等を基に、内閣官房教育再生実行会議担当室にて作成。）

46

異才発掘プロジェクトROCKET (Room of Children with Kokorozashi and Extraordinary Talents)

- 「突出した能力はあるが、現状の教育環境に馴染めず不登校傾向にある小・中学生を選抜し、継続的な学習保障及び生活のサポートを提供する」ことによって、「将来の日本をリードしイノベーションをもたらす人材を養成する」ことを目指し、東京大学先端科学技術研究センターと日本財団が平成26年から開始。

対象人数

第1期（平成26年12月から1年間）：全国601名の応募者の中から、15名を選出。

第2期（平成27年12月から）：全国536名の応募者の中から、13名を選出。



実施内容

書類選考と面接で選出されたスカラーが東京大学先端科学技術研究センター内に開設された教室に月に数回のペースで集まり、

- ・科学技術や芸術、スポーツ界など様々な分野で活躍するトップランナーによる講義やディスカッション
- ・プロジェクトベースドラーニングと呼ばれる料理や工作など身近なものを題材にした実践型の教育プログラム
- ・一人一人の興味に応じたインターネットを利用した個別指導等を実施。



1年間を終えての評価 (ROCKET資料より)

「1年間で何か変化がありましたかとよく問われます。我々は1年間で変化を求めていません。1年終えて15名全員がROCKETへの残留を希望しました。この場が子ども達にとって意味のある場所になっていることが大きな成果であると考えています。」

(ウェブサイト等を基に、内閣官房教育再生実行会議担当室にて作成。)

47

特色ある大学入学者選抜

- 生徒の多様な活動が評価される入試が各大学で実施されている。

東京大学「推薦入試」

- ・全10学部で募集。募集人員は各学部で設定するが、全体として100名程度。
- ・各学校からの推薦は男女各1名の合計2名まで(複数学部への推薦不可)。
- ・各学部が定める推薦要件に該当し、平成28年度大学入試センター試験のうち、大学が定める教科・科目の全てを受験した者。
- ・出願書類と面接等の審査結果及び大学入試センター試験の成績を総合的に評価して決定。
- ・大学入試センター試験は、入学後の学修を円滑に行い得る基礎学力を有しているかどうかを判断する観点から、8割以上の得点であることを目安とする。

【平成28年度における合格者数】 77名

京都大学「特色入試」

- ・全10学部で募集。募集人員は各学部で設定するが、全体として100名程度。
- ・高等学校における幅広い学習に裏付けられた総合力と学ぶ力及び高い志を評価し、個々の学部が定めたカリキュラムと教育コースを受けるにふさわしい学力と意欲を備えた者を選抜。
- ・第一次選考で高大接続を重んじる観点から、志願者自らの学ぶ意欲や志について書類選考を通じて評価。
- ・第二次選考では、各学部において、学部が必要とする基礎学力や教育コースへの適合力を測定する能力測定考査ならびに論文試験、面接試験等を組み合わせて、望ましい人材の選抜を丁寧に実施。
- ・大学入試センター試験は、医学部医学科以外で利用。

【平成28年度における合格者数】 82名

筑波大学「国際科学オリンピック特別入試」

- ・国際科学オリンピックやその代表者選考等にかかる活動を支援し、専門領域に関する確かな学力、高い課題解決能力を身に付けた人材を育成するため、国際科学オリンピック特別入試を実施。
- ・国際科学オリンピック日本代表として選抜された者、又は日本国内で行われる代表者選考会等で、その専門分野において一定の成績を収めた者を対象として、明確な目標をもって学ぶ意欲や計画的に学ぶ意欲を評価して選抜。
- ・選考方法としては、エントリーシートの内容に基づいて、15分程度の個別面接により行う(ただし、生物学類のみ書類審査による第1次選考を実施)。

<これまでの入学者数(平成21年度～28年度)>

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	合計
入学者数	5	6	9	6	7	5	4	7	49

48

- 我が国においては、平成9年度から飛び入学を制度化し、これまでに117名が大学へ入学。

制度の概要

【趣旨】

- ・ある分野で特に優れた資質を有し、大学入学によって才能の一層の開花が期待される者に対し、早期から大学教育を受けさせることによってその資質の伸長の途を開く。

【制度概要】

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
- ・高校に2年以上在学したこと等

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと

実施状況

・これまでに、9大学が飛び入学の制度を導入し、117名が飛び入学により大学へ入学。
※ 平成27年5月現在

【実施大学】

制度導入年度	大学名	実施学部
平成10年度～	千葉大学	文学部・理学部・工学部
平成13年度～	名城大学	理工学部
平成17年度～ 平成26年度	昭和女子大学	人間文化学部・人間社会学部・生活科学部
平成17年度～	成城大学	文芸学部
平成17年度～	エリザベト音楽大学	音楽学部
平成18年度～	会津大学	コンピュータ理工学部
平成26年度～	日本体育大学	体育学部
平成28年度入学者 選抜から制度を導入	京都大学 東京芸術大学	医学部 音楽学部

参考:諸外国の状況

- ・米国、英国、カナダ等の欧米諸国や、韓国、台湾、シンガポール等のアジア諸国においても、入学年齢要件等制度に違いはあるものの、大学への飛び入学制度を採用。
- ・特に米国では、飛び級(acceleration)制度として、幼稚園段階から大学段階までにおいて多様な早修制度が設けられている。

【事例】Early Entrance Program(EEP)

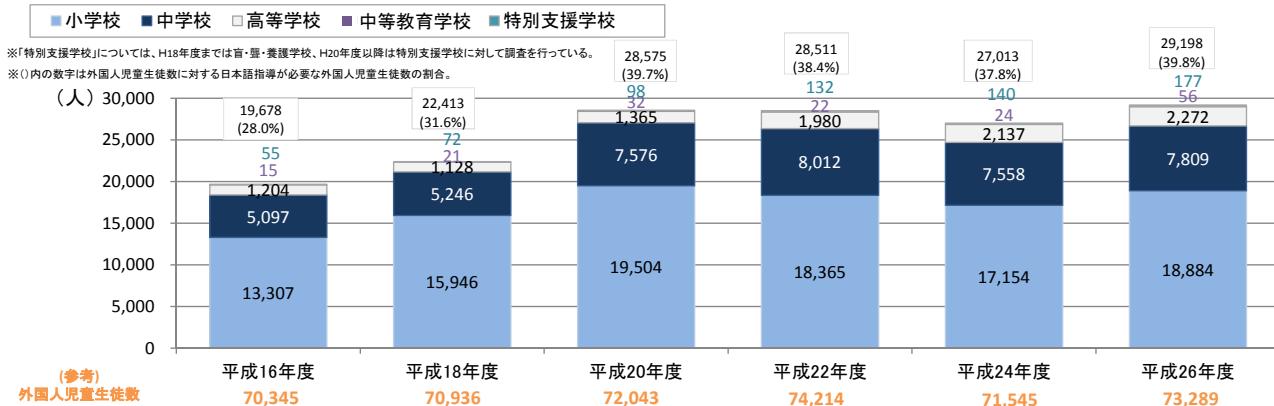
- ・1982年にカリフォルニア州立大学ロサンゼルス校で開始。11歳以上の優れた中高生を対象にフルタイムでの大学教育の機会を提供している。毎年約100人が応募し、25～40人が入学。

(5) 日本語能力が十分でない子供たちへの教育

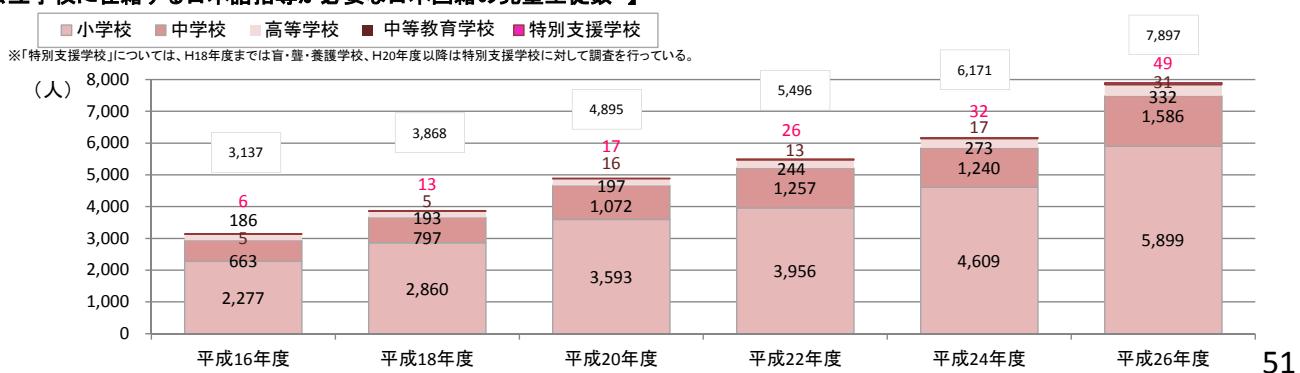
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状①

- ① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の約4割が日本語指導を必要としており、増加傾向。
- ② 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も近年急増している。

【公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数】出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成26年度)」



【公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数】

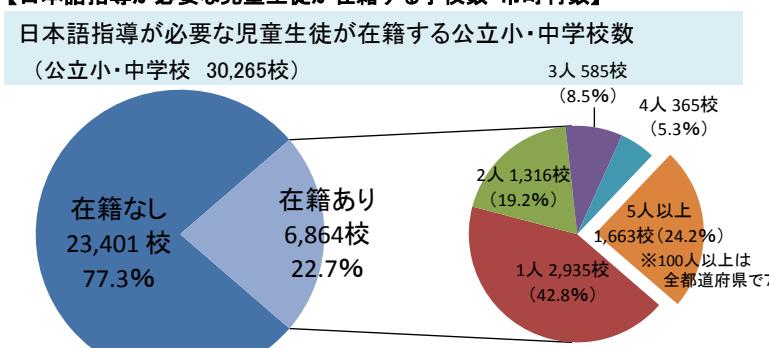


51

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状②

- ① 日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校は、全体の2割。在籍する自治体は約5割に達する。100人以上在籍する学校がある一方、最も多いのは、1人のみ在籍している学校。
- ② 日本語指導が必要な児童生徒の母語・使用頻度の高い言語は多岐にわたっている。

【日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数・市町村数】

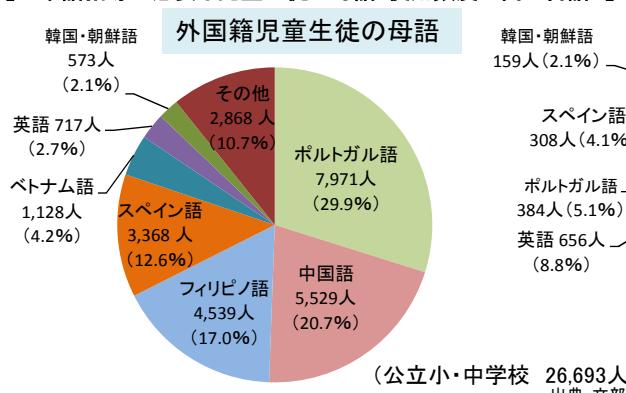


※100人以上は全都道府県で7校

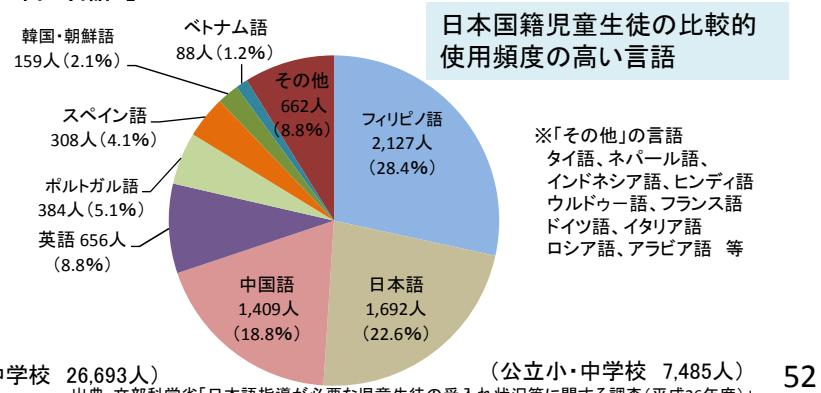
在籍なし
879市区町村
50.5%

在籍あり
862市区町村
49.5%

【日本語指導が必要な児童生徒の母語・使用頻度の高い言語】



日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



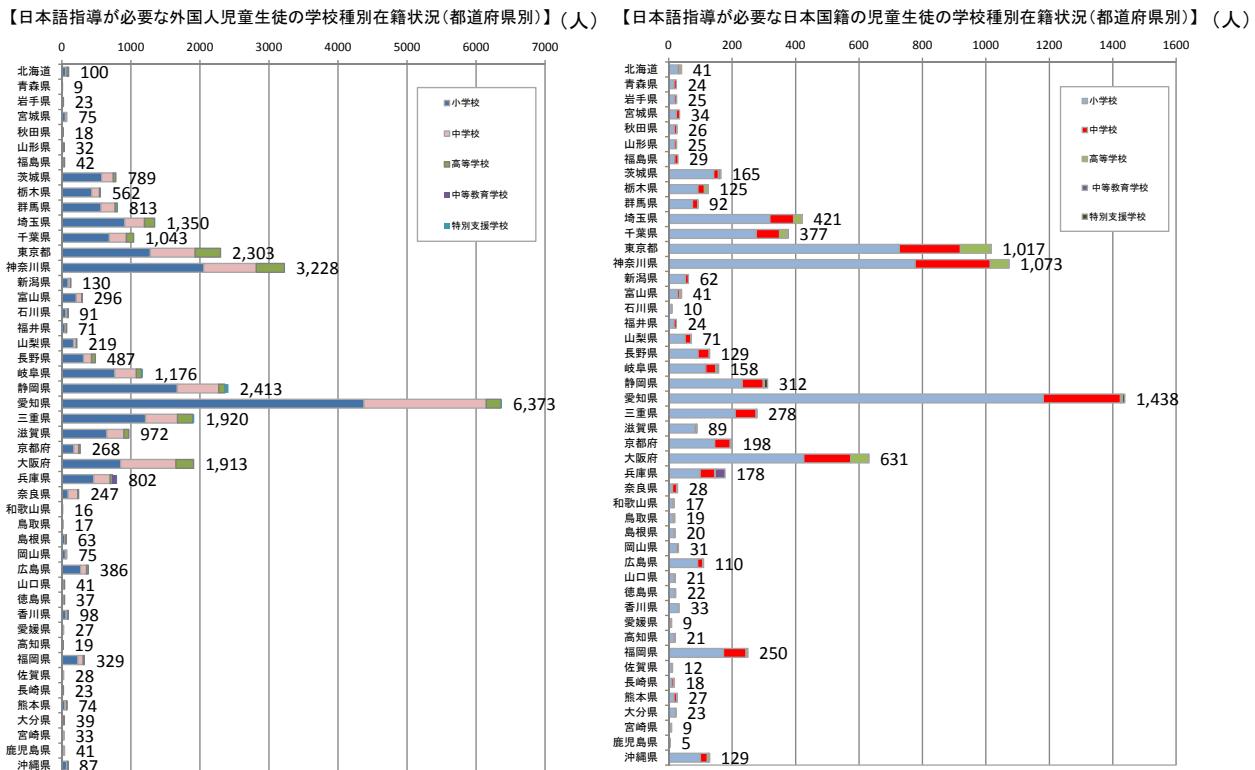
※「その他」の言語
タイ語、ネパール語、
インドネシア語、ヒンディー語
ウルドゥー語、フランス語
ドイツ語、イタリア語
ロシア語、アラビア語 等

出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成26年度)」

52

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状③

- 都道府県別に見ると、日本語指導が必要な児童生徒は愛知県、神奈川県、東京都等に多い。



出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成26年度)」

53

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

- 日本語能力が十分でない子供たちの公立学校での受け入れや日本語指導の充実、就学に課題を抱えている子供の支援等を実施する自治体の取組を支援。

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[H25~]
 助け対象：都道府県・指定都市・中核市 55地域
 支援対象：公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

現 状

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- 初等中等段階からのグローバル人材の育成

課 題

- 進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- 少数在籍校や散在地域の受け入れ・支援体制整備

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

- 日本語指導の充実**
 - 「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
 - *「特別の教育課程」による日本語指導の実施
 - 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
 - 日本語指導のための教材の作成 ※但し、都道府県は*を必須項目としない
- 就学機会の確保**
 - 就学相談窓口の設置
 - 就学ガイダンスの開催
 - 就学状況の調査
 - 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)
- 公立学校への円滑な受け入れ**
 - 初期適応指導教室(ブレクラス)の実施
 - 日本語指導ができる支援員の派遣
 - 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣
- 指導・支援体制の整備**
 - センター校の設置、巡回指導の実施
 - 学校間連携モデル地域の設置
 - 地域連携のための協議会の開催
 - 少数民族又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)
- 学力保障・進路指導**
 - 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
 - 進路相談の充実(相談員の派遣等)
 - 教科補習のための支援員の派遣

平成28年度予算額: 231百万円(前年度予算額: 211百万円)

II 定住外国人の子供の就学促進事業 [H27~]
 助け対象：都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)等 30地域
 支援対象：就学に課題を抱える外国人の子供

現 状

- 外国人集住地域やその他の地域において、不就学等の定住外国人の子供が存在
- 定住外国人の子供の不就学等の問題は、地域・生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

課 題

- 学校への受け入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- 子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施

事業内容

- 目的:就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助
 - 学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 取組(例):
 - 就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
 - 日本の生活・文化に適応するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)

```

    graph TD
      A[都道府県・市区町村等] --> B[①自治体が直接、就学支援の取組を実施]
      A --> C[②知見を有するNPO等に委託し、就学支援の取組を実施]
      B --> D[②のNPO等の団体]
      C --> D
      D --> E[就学に課題を抱える外国人の子供]
      E --> F[公立学校、外国人学校等への就学]
  
```

参考

○「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)
 「日系定住外国人施設の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人は日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすることを、継続して、日系定住外国人施設の基本的な考え方とする。(中略)このための施設を国の責任として講じていくことと、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。」

○「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生社会推進会議)
 「外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。」

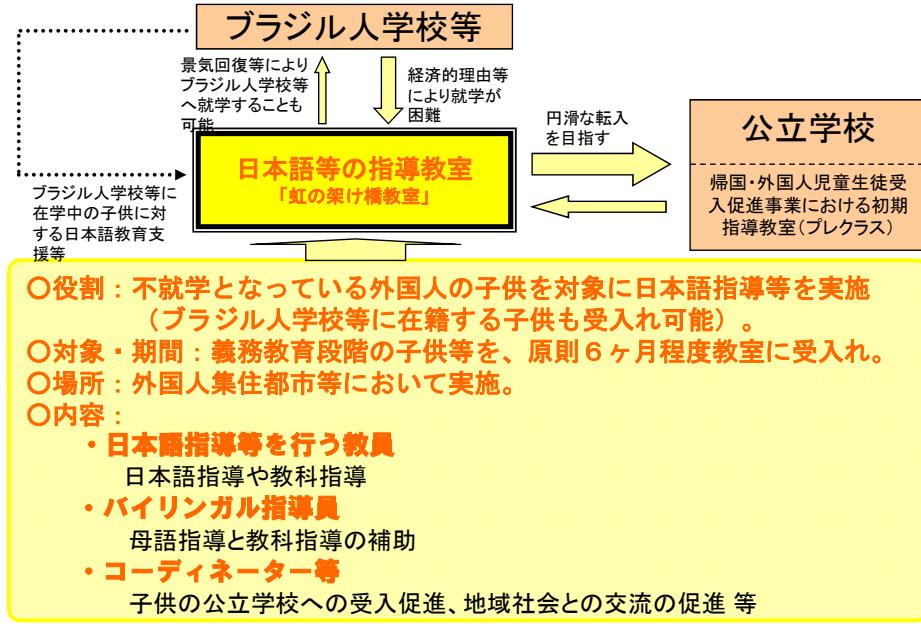
学校外における不就学等の外国人の子供の就学支援体制の整備 54

定住外国人の子供の就学支援事業（虹の架け橋教室）[H21～26]

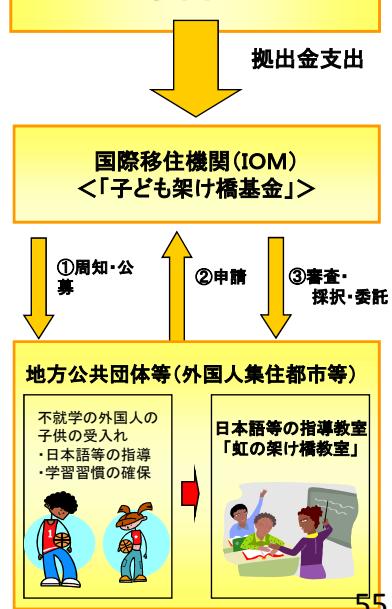
- 不就学の子供の就学支援については、平成21年度から26年度までに「定住外国人の子供の就学支援事業」により、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。（27年度からは、「定住外国人の子供の就学促進事業」（前頁参照）を実施。）

- 多くの日系人労働者がリーマンショック後の景気後退により失職し、その子供たちも、不就学となる例が見られたことを受け、公立学校等への円滑な転入が図られるよう、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を提供。平成26年度は全国22教室で実施。
- 平成21年度補正予算により、国際移住機関(IOM)に基金を設置して実施。当初、平成21～23年度の3年間の予定であったが、その後の厳しい経済情勢に鑑み、効率化を図りつつ平成26年度まで延長。
- 平成21年度から26年度までの6年間で、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。

外国人の子供のための日本語指導等の実施



文部科学省



55

「特別の教育課程」の編成・実施

- 平成26年4月1日より、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を可能とした。

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- 指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- 指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- 指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- 授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- 指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- 指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



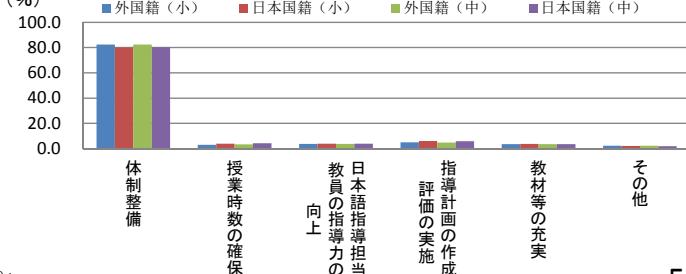
- 【設置者】・学校への指導助言・人的配置、予算措置・研修の実施等
【学校】・学校教育への位置付け・指導計画の作成、指導、評価等
【支援者】・専門的な日本語指導・母語による支援・課外での指導・支援等

【左記児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

	小学校	中学校
「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数	5,281人	1,694人
日本語指導を受けている者のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている者の割合	23.8%	20.9%
(参考)日本語指導が必要な者のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている者の割合	21.3%	18.0%

【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】※市町村教育委員会が回答

(%)



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成26年度）」

56

(6) 家庭の経済状況に左右されない 教育機会の保障

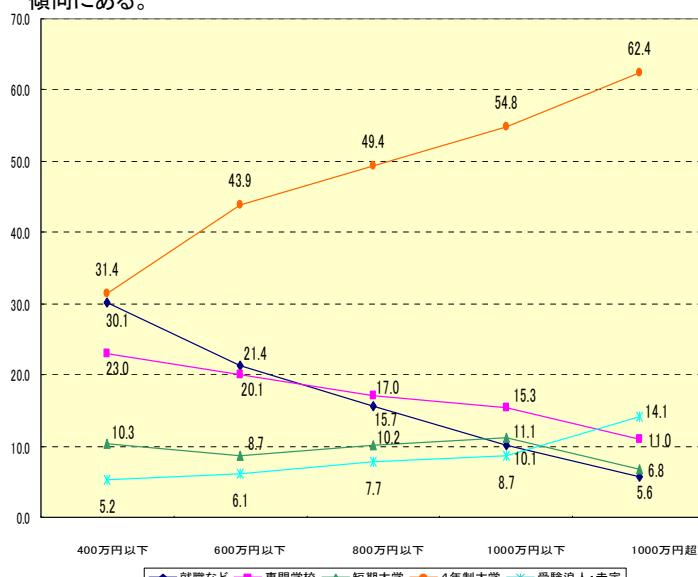
57

家庭の経済事情による影響（進路）

- 両親の収入や世帯タイプ等の経済事情によって、進路や進学率に差が生じている（貧困率自体も、ひとり親世帯については5割を超えるなど、世帯タイプによって大きな差がある）。

●高校卒業後の予定進路（両親年収別）

両親の年収が高くなるほど、4年生大学に進学する割合が増加する傾向にある。



●世帯タイプによる大学等進学率の差



全世帯の大学等（短大・専門学校含む）の現役進学率

73.2% ※4

※1 平成23年度全国母子世帯等調査（特別集計）

※2, 3 平成27年4月1日現在 厚生労働省調べ

※4 文部科学省「平成27年度学校基本調査」を基に算出

参考1：各世帯における子供数

○ひとり親世帯の数 約150万世帯 ※5

○生活保護世帯の子供の人数 約28万人 ※6

○児童養護施設の子供の人数 約3万人 ※7

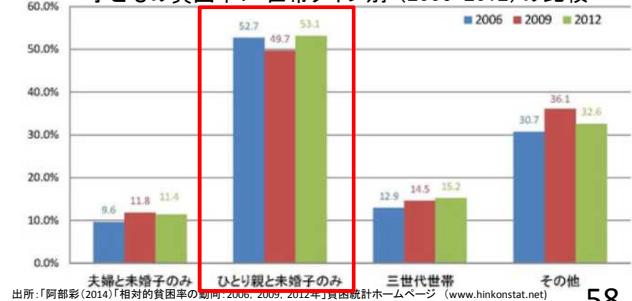
※5 ひとり親世帯として、厚生労働省「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告（平成23年11月1日現在）」における満20歳未満の未婚の子供がいるひとり親の推計世帯数（母子世帯123.6万世帯及び父子世帯22.3万世帯）を合計した値を記載。ただし、ひとり親世帯の子供の数ではない。

※6 生活保護を受けている20歳未満の被保護者（厚生労働省「平成26年度被保護者調査 年次調査（個別調査）（平成26年7月末日現在）」（286,044人）を記載している。

※7 厚生労働省家庭福祉課調べ（平成27年10月1日現在）によると、全国の児童養護施設入所児童は27,828人である。

参考2：世帯タイプによって貧困率自体にも大きな差

子どもの貧困率：世帯タイプ別（2006-2012）の比較



注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。

注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て（例：「500～700万円未満」なら600万円）、合計したもの。

注3) 無回答を除く、「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

（出典）東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」（2007年9月）

58

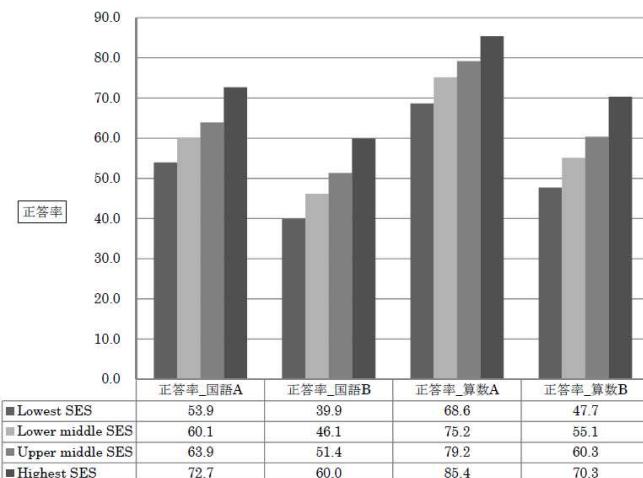
家庭の経済事情による影響（学力）

- 所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と学力には明らかな相関関係がみられる。

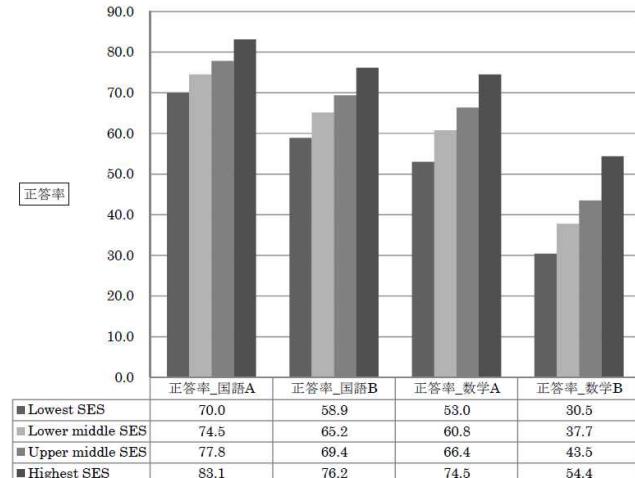
●家庭の社会経済的背景(SES)と各正答率

(※家庭の社会経済的背景 SES(Socio-Economic Status)は、家庭の所得、父親学歴、母親学歴の合成尺度)

【小6】



【中3】



注:各グループは社会経済的背景の高い順に並べ、4分割したものである。

最上位1/4をHighest SES(最も高いグループ)、2番目の1/4をUpper middle SES(2番目に高いグループ)、3番目の1/4をLower middle SES(3番目に高いグループ)、4番目の1/4をLowest SES(最も低いグループ)としている。

A問題:主として「知識」を問う問題。身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
B問題:主として活用力を問う問題。知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て、実践し、評価・改善する力など

59

出典:平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究 国立大学法人お茶の水女子大学(平成26年3月28日)

各教育段階ごとの教育費

- 幼稚園から大学まで、すべて国公立だと約800万円、すべて私立だと約2,300万円の教育費が子供一人当たりかかる。

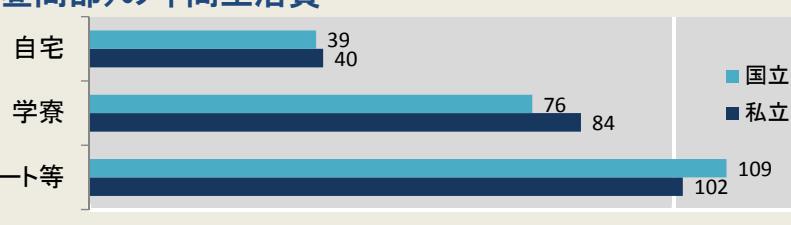
	国 公 立 ※	私 立
幼稚園	634,881	1,492,823
小学校	1,924,383	9,215,345
中学校	1,444,824	4,017,303
高 校	1,226,823	2,973,792
大 学	2,590,800	5,446,400
大学院(修士)	1,222,600	2,230,200

※幼稚園は3年保育を想定。「国公立」は幼稚園～高等学校は公立、大学、大学院(修士)は国立の数値。

※幼稚園～高等学校は学校教育費、学校給食費、学校外活動費の合計。大学、大学院(修士)は授業料等学校納付金(入学時納付金を除く。)と修学費、課外活動費、通学費の合計。
(出典)幼稚園～高等学校は文部科学省「平成26年度子供の学習費調査」に基づき 大学、大学院(修士)は日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」に基づき作成。

	すべて国公立	小・中は公立、他は私立	すべて私立
幼稚園～大学までの合計	7,821,711	13,282,222	23,145,663

大学学部生(昼間部)の年間生活費



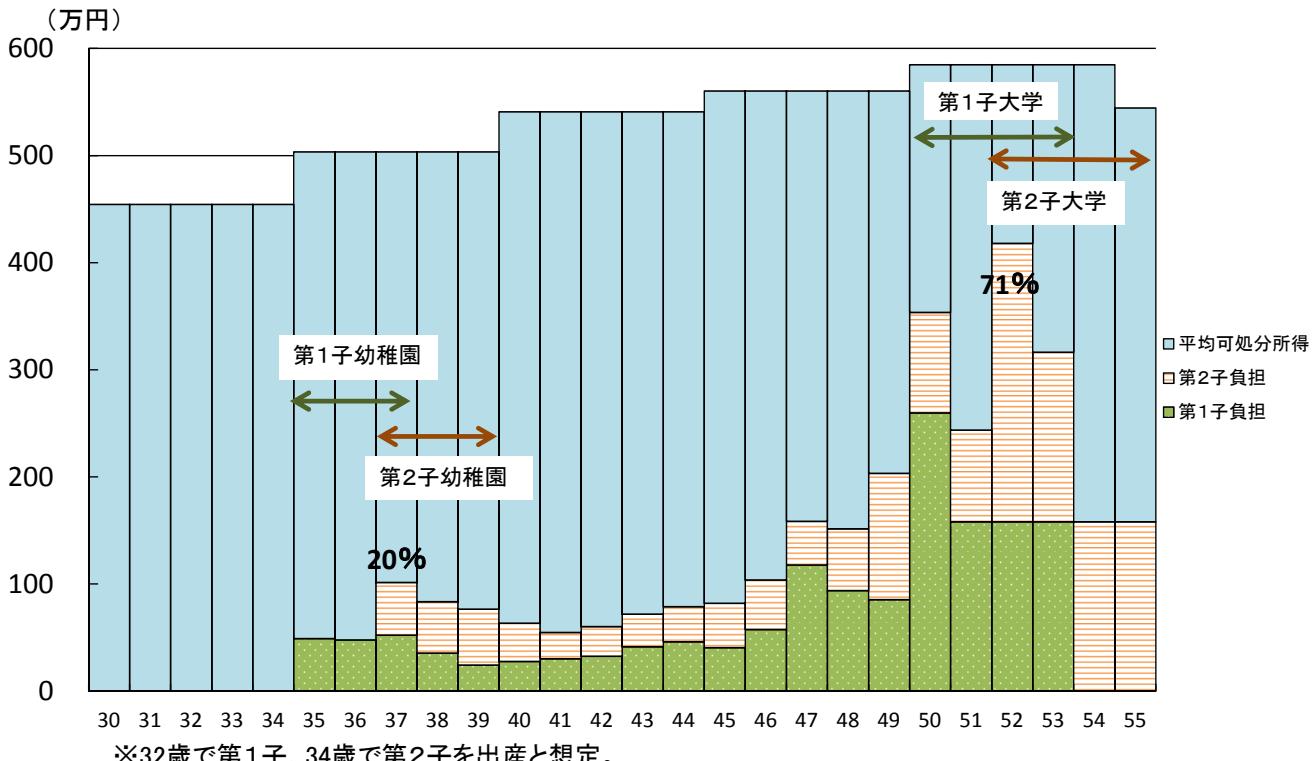
※食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・し好費、その他の日常費の合計

(出典)日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」

60

子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費

- 子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費は約2,700万円。
(小・中学校は公立、幼稚園・高等学校・大学は私立の場合。)



(資料)文部科学省「平成26年度子供の学習費調査」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(平成26年度)」、総務省統計局「平成26年度家計調査年報」

61

幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進

- 家庭の所得にかかわらず、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するために、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進している。平成28年度は、低所得の①多子世帯及び②ひとり親世帯等の保護者の負担軽減を図る。

○ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

○ 平成28年度については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成27年7月22日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

【幼稚園就園奨励費補助 (補助率: 1/3以内)】
幼稚教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る
「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

平成27年度予算額	323億4,100万円
平成28年度所要額	345億2,700万円
(対前年度)	21億8,600万円増
うち、子ども・育て支援新制度の制度移行分を除いた文部科学省予算計上分	
平成28年度予算額	322億7,200万円

1.多子世帯の保護者負担軽減

所要額 18億円
うち、文部科学省予算計上分 14億円
市町村民税所得割課税額77,100円以下(年収約360万円未満相当)世帯について、多子計算に係る年齢制限(小学校3年生を上限)を撤廃し第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

○多子計算の年齢制限撤廃:

(現行)小学校3年生を上限に子供の数を計算。

→(改正)年収約360万円未満相当世帯に限り年齢制限を撤廃。

2.ひとり親世帯等の保護者負担軽減

所要額 4億円
うち、文部科学省予算計上分 3億円
市町村民税所得割課税額77,100円以下(年収約360万円未満相当)の世帯のひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子供について、保護者負担額の軽減措置を実施。

【例: 年収約360万円未満相当世帯の3人兄弟の場合】

	(現行)	(改正)	
14歳の長男 中学3年生	---	⇒ 第1子扱い (カウント対象)	
5歳の長女 幼稚園年長組	第1子扱い	⇒ 第2子扱い (保育料満額-保育料半額)	
3歳の次男 幼稚園年少組	第2子扱い	⇒ 第3子扱い (保育料半額-無償)	

階層区分	補助単価	現行		ひとり親世帯等	
		保護者負担額(月額)	補助単価	保護者負担額(月額)	補助単価
第Ⅰ階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円未満相当)	第1子 272,000円 第2子 290,000円	3,000円 → 308,000円 1,500円 → 308,000円	0円(無償化)	0円(無償化)	0円(無償化)
第Ⅱ階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下。 (年収約360万円未満相当)	第1子 115,200円 第2子 211,000円	16,100円 → 217,000円 8,050円 → 308,000円	7,550円	0円(無償化)	0円(無償化)
第Ⅲ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を第1子は7,550円(月額)に、第2子は0円(無償)に引き下げ。					

※ 補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。他の階層の補助単価は前年同額。

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

62

義務教育段階の就学援助

- 経済的援助を受ける家庭の児童生徒数が急速に増加している。16人に1人(H7)→6人に1人(H25)
要保護者及び準要保護者の児童生徒に対して、就学に際して必要な援助を与えていた。

1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。



2 就学援助の対象者

- ① 要保護者・・・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（平成25年度 約15万人）
② 準要保護者・・・市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
(平成25年度 約137万人) 【認定基準は各市町村が規定】

3 要保護者等に係る支援

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。【要保護児童生徒援助費補助金】
② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
③ 国庫補助率：1／2(予算の範囲内で補助)
④ 平成28年度予算額：8億円(27年度予算額：8億円)



※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成28年度以降についても適切に対応。

※平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。

4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

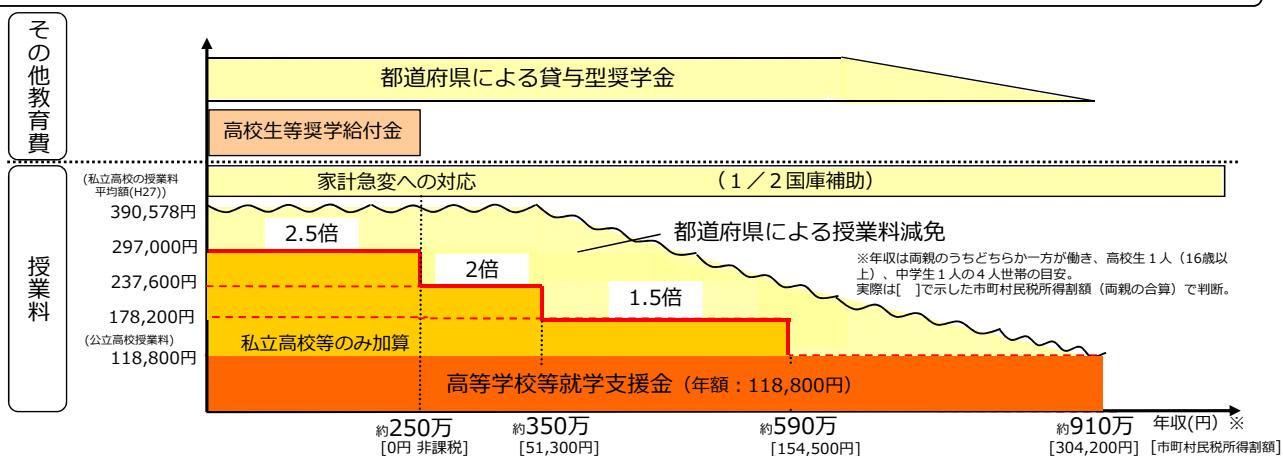
63

高校生等への修学支援

○ 高等学校等就学支援金等

平成28年度予算額 3,680億円(平成27年度予算額 3,805億円)

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担軽減を図る(所得制限：市町村民税所得割額：304,200円(世帯年収の目安約910万円)以上)。



○ 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)

平成28年度予算額 131億円(平成27年度予算額 79億円)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して高校生等奨学給付金事業を実施する都道府県へ所要額を交付する(1/3国庫補助)。

※授業料以外の教育費・・・教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費等

区分	国公立	私立
生活保護世帯【全日制等・通信制】	年額32,300円	年額52,600円
非課税世帯【全日制等】(第1子)	年額59,500円	年額67,200円
非課税世帯【全日制等】(第2子以降)	年額129,700円	年額138,000円
非課税世帯【通信制】	年額36,500円	年額38,100円

○ その他の高校生等への支援

平成28年度予算額 31億円(平成27年度予算額 25億円)

学び直しへの支援、家計急変世帯への支援、海外の日本人高校生への支援、特別支援教育就学奨励費の充実等

64

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

- 無利子奨学金の貸与人員を増員（46万人→47.4万人）し、「有利子から無利子へ」の流れを加速させるとともに「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた検討を進めている。

<平成28年度予算>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念する事がないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、
 ①無利子奨学金の貸与人員の増員や、
 ②「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。

平成28年度予算額 貸与人員:131万8千人

事業費総額:1兆908億円

[他に被災学生等分5千人・36億円]

○「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金の拡充)

- ・ 貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

<貸与人員> 無利子奨学金 47万4千人(1万4千人増*)

*うち新規貸与者の増員分6千人 [この他被災学生等分5千人]

(有利子奨学金 84万4千人(3万3千人減))

○「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

- ・ 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

<システム開発・改修費> 5億円
※平成27年度補正予算額 23億円を計上

区分	無利子奨学金	有利子奨学金	
貸与人員	47万4千人(1万4千人増) [他被災学生等分5千人]	84万4千人 (3万3千人減)	
事業費	3, 222億円(98億円増) [他被災学生等分36億円]	7, 686億円 (280億円減)	
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	政府貸付金 一般会計: 880億円 復興特会: 28億円	財政融資資金 7, 944億円	
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5. 4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3. 5、8、10、12万円	
貸与 基準 28年度 採用者	学力 :高校成績が3. 5以上(1年生) :大学成績が学部内において 上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀 な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生	
	家計 一定年収(660万円~1,270万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	一定年収(840万円~1,650万円)以下	
返還方法	卒業後20年以内 <所得連動返還型> 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)	
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成28年3月貸与終了者) 利率見直し方式 (5年毎) 0. 10%	利率固定方式 0. 16% 65

国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

- 国立大学の対象人数を5.7万人→5.9万人、私立大学を4.2万人→4.5万人等、各大学等における授業料減免への支援を充実している。

背景・課題

- 高等教育への支出はその大半が家計負担に帰しており、経済的な理由により大学進学や入学後の修学の継続を断念するなどの例が顕在化。
- 学生が経済的な理由により学業を断念する事がないよう、教育費負担軽減が急務。

(平成27年度予算額:392億円)

平成28年度予算額:406億円

[復興特別会計 7億円]

(内訳) 国立大学法人運営費交付金(内数) 320億円(307億円)

[復興特別会計] -億円(- 4億円)]

私立大学等経常費補助金(内数) 86億円(85億円)

[復興特別会計] 7億円(17億円)]

対応・内容

【対応】

- 各大学において授業料減免等が確実に拡充するよう、所要の財源・対応を国が支援し、学生の経済状況や居住地域に左右されない進学機会を確保。

【内容】

《国立大学》 320億円[復興特別会計 一億円]

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大する

免除対象人数:約0.2万人増 平成27年度:約5.7万人 → 平成28年度:約5.9万人

学部・修士:約5.1万人 → 約5.4万人(約0.2万人増)

博士:約0.6万人 → 約0.6万人

《私立大学》 86億円[復興特別会計 7億円]

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等を支援する。

(減免対象人数:約0.3万人増 平成27年度:約4.2万人 → 平成28年度:約4.5万人)

政策目標

- 大学の授業料減免制度等を拡充し、教育費負担を軽減。

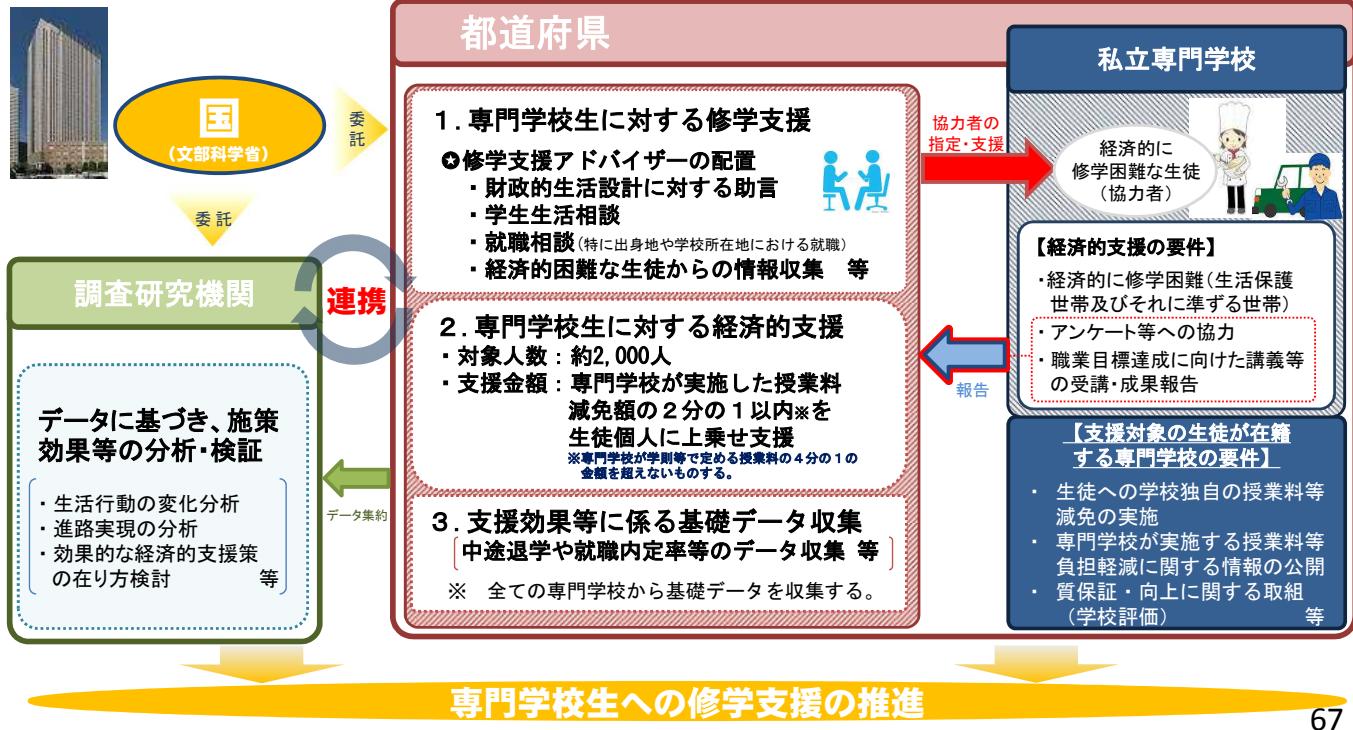
- 国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成。

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

- 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念する事がないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的效果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度 【対象】 都道府県・調査研究機関

平成28年度予算額：3億500万円
(平成27年度予算額：3億500万円)



67

地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業

- 訪問型支援を行う地域人材の発掘、養成、活動の場の提供を一体的に行い、スクールソーシャルワーカー や地域の人材、保健・福祉部局等と協働した、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子供を地域で支える取組を推進する。

平成28年度予算額 2,800万円【新規】

背景

ひとり親家庭や経済的問題により家庭生活に余裕がなくなっている家庭が増加している。また、地域のつながりの希薄化などによって、子育て家庭は、子育てについて悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況にある。こうした中、経済的困難、児童虐待、不登校等の様々な問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっている家庭もある。

事業の概要



68

教育再生実行会議・同提言フォローアップ会合

審議の経過

平成 27 年 11 月 4 日（水） 第 32 回教育再生実行会議

教育再生実行会議提言フォローアップ会合の開催を決定

「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」に関する討議

平成 27 年 12 月 15 日（火） 第 1 回教育再生実行会議提言フォローアップ会合

これまでの提言の進捗状況に関する討議

平成 27 年 12 月 21 日（月） 第 33 回教育再生実行会議

「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」に関する討議

- ・発達障害の子どもへの教育など特別支援教育
- ・不登校等の子どもへの教育

平成 28 年 2 月 4 日（木） 第 34 回教育再生実行会議

「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」に関する討議

- ・学力差に応じた教育
- ・特に優れた能力を持つ子供たちの力を更に伸ばす教育

平成 28 年 3 月 22 日（火） 第 35 回教育再生実行会議

「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」に関する討議

- ・日本語能力が十分でない子供たちへの教育
- ・家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障

平成 28 年 4 月 5 日（火） 第 2 回教育再生実行会議提言フォローアップ会合

これまでの提言の進捗状況に関する討議

平成 28 年 4 月 20 日（金） 第 36 回教育再生実行会議

提言素案について討議